

岐阜県公報

号外(四) 平成二十四年四月一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 二

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 二

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

(同) 一五

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一六

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一六

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 一七

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(同) 二五

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

(同) 二五

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 二六

告示

岐阜県表彰規程の一部改正

(人事課) 四六

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 四七

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 五八

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 六〇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

(同) 六〇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 六〇

規 則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜家畜保健衛生所の項中「病性鑑定担当」を「病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「介護給付費等不服審査会委員」を「介護給付費等不服審査会委員 障害児通所給付費等不服審査

会委員」に改める。

本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区分	報酬
秘書業務専門職	月額 一九四、三〇〇円
広報業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
報道業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
広報アドバイザー	月額 一五六、六〇〇円
行政相談事務専門職	月額 二二五、六〇〇円
国民保護協議会幹事	日額 一〇、〇〇〇円
防災指導専門職	月額 一七四、八〇〇円
防災施設管理総括専門職	月額 二六五、六〇〇円
防災会議幹事	日額 一〇、〇〇〇円
原子力防災業務専門職	月額 二六五、六〇〇円
消防学校非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
学校用務専門職	月額 一七四、八〇〇円
ポイラー等管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
職員研修業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	予算の範囲内で知事が定める額
文書審査管理専門職	月額 一七四、八〇〇円

被害青少年相談員	月額 又は日額 一九四、三〇〇円 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額 一九四、三〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
男女共同参画プラザ管理運営総括専門職	月額 二六五、六〇〇円
男女共同参画プラザ管理運営専門職	月額 一七四、八〇〇円
男女共同参画プラザ相談専門職	月額 又は日額 一七四、八〇〇円 七、八〇〇円
人権啓発指導員	月額 二〇一、七〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額 一三、五〇〇円
社会福祉法人指導監査専門職	月額 二七四、八〇〇円
保健所非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
非常勤診療放射線技師	日額 七、八〇〇円
衛生環境技術指導員	月額 二六五、六〇〇円
衛生検査業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
環境検査業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
メディカルアドバイザー	日額 一三、七〇〇円
医療安全相談員	月額 一九四、三〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	月額 又は授業一時間につき 二四七、九〇〇円 五、八五〇円
看護専門学校非常勤講師	月額 又は授業一時間につき 二五七、五〇〇円 五、八五〇円
精神保健指定医	診察一件につき 一三、七〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員（医師に限る。）	日額 一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員（医師を除く。）	月額 一九四、三〇〇円
不妊専門相談医師	日額 一三、七〇〇円
不妊専門相談員	日額 九、三〇〇円
成人病登録業務専門職	月額 二〇一、七〇〇円
動物愛護管理専門職	月額 二二九、六〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額 二六七、一〇〇円
介護報酬専門職	月額 二二五、〇〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
特別児童扶養手当専門職	月額 一七四、八〇〇円
事業所指定業務専門職	月額 一七四、八〇〇円

補装具業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	月額 五〇、〇〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき 三五、〇〇〇円 (深夜の割増賃金を含む) ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤総括薬剤師	月額 二八八、五〇〇円	月額 二〇一、七〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額 二四六、九〇〇円 又は勤務二時間につき 二、〇二〇円	月額 二六五、六〇〇円
希望が丘学園非常勤看護師	月額 二三五、八〇〇円 又は勤務一時間につき 二、二七〇円 (深夜の割増賃金を含む)	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤診療放射線総括技師	月額 二七〇、四〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額 二〇八、四〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤言語聴覚士	月額 二〇八、四〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤臨床心理士	月額 一〇、〇〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
希望が丘学園非常勤保育士	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額 二二三、三〇〇円	月額 二〇一、七〇〇円
地域療育システム支援コーディネーター	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
身体障害者相談員	月額 一九四、三〇〇円	月額 二〇一、七〇〇円
知的障害者相談員	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	月額 一三、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額 一七四、八〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	月額 一三、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額 二〇一、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童相談派遣専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童虐待対応強化総括専門職	月額 二六五、六〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童虐待対応強化専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童虐待対応専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
里親対策専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
児童心理相談員	月額 二〇一、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
女性相談センター非常勤医師	月額 一三、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円
女性相談員	月額 二〇一、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円

女性心理相談員	月額	一九四、三〇〇円
女性支援電話相談員	月額	一七四、八〇〇円
女性支援業務専門職	月額	一七四、八〇〇円
同伴児童指導員	月額	一七四、八〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園家庭支援総括専門相談員	月額	二六五、六〇〇円
わかあゆ学園調理業務専門職	月額	一八〇、四〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額	一九四、三〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額	六九、二〇〇円
ひとり親自立支援員	月額	一七四、八〇〇円
心理判定業務専門職	月額	一九四、三〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	月額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二二五、〇〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	二四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	月額	二二、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
生活保護面接総括相談員	月額	二六五、六〇〇円
援護事務専門職	月額	一七四、八〇〇円
就労支援員	月額	一七四、八〇〇円
戦傷病者相談員	年額	二五、一〇〇円
戦没者遺族相談員	年額	二五、一〇〇円
地域雇用対策専門職	月額	一七四、八〇〇円
職業能力開発校講師	授業一時間につき	五、八五〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学非常勤講師	授業一時間(五十分)につき	一六、五〇〇円
障害者職業訓練コーディネーター	月額	七、九一八円
産業人材育成コーディネーター	月額	七、八六〇円
企業立地専門職	月額	一七四、八〇〇円
産業技術指導員	月額	二六五、六〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額	一七四、八〇〇円
研究開発推進専門職	月額	三二七、五〇〇円
セラミックス技術指導員	月額	二六五、六〇〇円
向上訓練推進専門職	月額	一七四、八〇〇円

職業訓練指導専門職	月額 二二六、〇〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円 む(深夜の割増賃金を含む)
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業一時間(九十分)につき 三四、〇〇〇円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額 二二三、三〇〇円
情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額 二六九、八〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額 一九四、三〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額 二五五、四〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額 二七四、八〇〇円
観光情報アドバイザー	月額 二〇六、三〇〇円
観光情報アドバイザー	月額 二七四、八〇〇円
翻訳・通訳専門職	月額 二四三、四〇〇円
旅券事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
在任外国人行政相談員	勤務一時間につき 二一、〇〇〇円
岐阜県競馬管理専門職	月額 四三三、六〇〇円
農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員	予算の範囲内で知事が定める額
圃場等管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
農業技術指導員	月額 二六五、六〇〇円
畜産技術指導員	月額 二六五、六〇〇円
畜産管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
水産管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額 二二五、六〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
果樹病害虫発生予察事業調査員	予算の範囲内で知事が定める額
病害虫防除員	予算の範囲内で知事が定める額
農業大学校施設管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円 む(深夜の割増賃金を含む)
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	授業一時間(九十分)につき 三一、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額 二六五、六〇〇円

道路通行規制管理員	土木技術専門職	土木技術総括専門職	登記事務専門職	登記事務総括専門職	土地収用等事業紛争仲裁委員	土地収用等事業紛争あつせん委員	建設業務専門職	森林管理指導専門職	森林管理指導総括専門職	森林整備推進専門職	森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	森林文化アカデミー学校事務専門職	森林文化アカデミー施設業務専門職	森林文化アカデミー非常勤講師
年額 三〇、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二六五、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二六五、六〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二六五、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	授業一時限(九十分)につき 三三、〇〇〇円
ただし、通行規制業務に従事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七八〇円を、日出から日没までの業務一回につき五二〇円を当該年額に加算した														
道路管理業務専門職	特殊車両通行許可事務専門職	排水機管理専門職	河川施設管理総括専門職	河川施設管理専門職	ダム施設管理専門職	ひ門管理員	土地価格審査専門職	国土調査・土地取引調査事務専門職	構造計算専門員	建築構造専門委員	建築事務専門職	会計事務専門職		
月額 二二五、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二六五、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一四、四〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	日額 三一、五〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	
						ただし、岐阜県ひ門管理員設置規則昭和三十八年岐阜県規則第百二十五号(第二条の水)の調査に出た場合は、調査一回につき五二〇円を、日出から日没までの調査一回につき五二〇円を当該年額に加算した								

議会警備業務専門職	月額 一七四、八〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
監査業務総括専門職	月額 二六五、六〇〇円
労働関係紛争あつせん員	日額 一〇、〇〇〇円
教職員保健管理医	年額 四七、〇〇〇円
学校非常勤医師	月額 一〇、〇〇〇円
県立学校非常勤講師	授業一時間につき 五、四〇〇円
市町村立定時制高等学校非常勤講師	授業一時間につき 四、一五〇円
公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円
市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
学習指導要領時数増対応非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
県立学校業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
県立学校事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
県立学校実習補助専門職	月額 一七四、八〇〇円
県立学校介護専門職	月額 一七四、八〇〇円
給食業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
教育支援相談員	月額 一九四、三〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額 三〇〇、〇〇〇円
外国語指導助手（平成二十四年三月三十一日以前に採用された者）	月額 三三〇、〇〇〇円
外国語指導助手（平成二十四年四月一日以降に採用された者）	月額 三三〇、〇〇〇円
スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
カウンセリング相談員	勤務一時間につき 三、五〇〇円
スクール相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
子どもと親の相談員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円
生徒指導推進協力員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
教育相談業務専門職	月額 一九四、三〇〇円
いじめ問題電話相談業務専門職	月額 一九四、三〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額 一〇、〇〇〇円
特別天然記念物カモシカ巡視員	日額 四、二〇〇円
文化財保護巡視員	日額 二、一〇〇円
家庭教育推進専門職	月額 二二五、〇〇〇円
図書館司書業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
図書館教育普及業務専門職	月額 一九四、三〇〇円
ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額	

学校歯科医	学校医	現代陶芸美術館管理業務専門職	現代陶芸美術館学芸業務専門職	現代陶芸美術館副館長	現代陶芸美術館顧問	美術館管理業務専門職	美術館学芸業務専門職	美術館普及業務専門職	美術館副館長	美術館顧問	博物館管理業務専門職	博物館学芸業務専門職	高山陣屋警備業務専門職	高山陣屋管理業務専門職	高山陣屋学芸業務専門職	
予算の範囲内で知事が定める額	予算の範囲内で知事が定める額	月額 一七四、八〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 四一七、一〇〇円	年額 六〇〇、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 三二八、八〇〇円	年額 九六七、〇〇〇円	月額 二七四、八〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 一七四、八〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）	月額 一七四、八〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 一八六、九〇〇円
鉄砲等行政指導専門職	環境監視活動アドバイザー	スクールサポーター	MSリーダーズ支援アドバイザー	少年相談アドバイザー	少年相談総括アドバイザー	交番相談員	地域安全活動アドバイザー	地域安全活動総括アドバイザー	地域安全巡回指導教育専門職	警察非常勤医師	警察職員相談事務専門職	警察精神保健相談非常勤医師	警察職員健康管理医	警察情報公開窓口専門職	警察安全相談員	学校薬剤師
月額	月額 四九、二〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 三二四、三〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 三二四、三〇〇円	月額 一八六、九〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 三二四、三〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 一五九、四〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	年額 一五三、〇〇〇円

宿日直業務専門職	育児休業推進職	契約事務専門職	契約事務総括専門職	食品安全相談員	警察術科指導専門職	警察学校教育参与	取消処分者講習専門職	初心運転者講習専門職	運転免許更新事務専門職	交通聴聞専門職	外国人交通安全教育指導員	交通安全教育専門職	被害回復・社会復帰アドバイザー	手口業務専門職	捜査情報分析事務専門職
月額 五、六〇〇円 は、六〇〇円 あつては、八、八五〇 円（深夜の割増賃金を 含む）、日直にあつて 勤務一回につき、宿直 にあつては八、八五〇 円）	月額 二七二、四〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二六五、六〇〇円	月額 二七〇、四〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二五、六〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 二七四、八〇〇円	月額 三二四、三〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二四、六〇〇円	月額 二二四、六〇〇円

業務案内専門職	情報公開事務総括専門職	文書審査管理専門職	職員研修業務専門職	ポイラー等管理業務専門職	学校用務専門職	原子力防災業務専門職	防災施設管理総括専門職	防災指導専門職	行政相談事務専門職	広報アドバイザー	報道業務専門職	秘書業務専門職	広報業務専門職	国際交流員（平成二十四年三月三十一日以前に採用された者）	国際交流員（平成二十四年四月一日以降に採用された者）	調理業務専門職
一七四、八〇〇円	二六五、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六五、六〇〇円	二六五、六〇〇円	一七四、八〇〇円	二二五、六〇〇円	一五六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	月額 三三〇、〇〇〇円	月額 三三〇、〇〇〇円	月額 一八〇、四〇〇円
一七〇、六四八円	二五六、八九八円	一七〇、六四八円	一七〇、六四八円	一七〇、六四八円	一七〇、六四八円	二五六、八九八円	二五六、八九八円	一七〇、六四八円	二二〇、二四二円	一五一、九〇二円	一七〇、六四八円	一八九、六八六円	一七〇、六四八円	ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、五五〇円	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額	一八〇、四〇〇円

付則第二項中「平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

学芸業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
税務事務総括専門職	三〇九、九〇〇円	二九九、六八一円
税務事務専門職	二〇三、九〇〇円	一九九、二三三円
家屋評価事務総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
家屋評価事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
県有財産管理事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
警備業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
庁舎管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
叙勲事務専門職	二〇六、三〇〇円	二〇二、一六〇円
宗敎法人業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
NPO施策推進総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
NPO施策推進専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
消費生活総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
県民生活総括相談員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
県民生活相談員	二二五、六〇〇円	二二〇、二四二円
消費生活相談員	二二五、〇〇〇円	二〇九、八九四円
浄化槽管理指導専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
埋立適正化推進員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
廃棄物監視指導専門職	一九七、〇〇〇円	一九二、三二〇円
総括自然保護員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
自然保護員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
生物多様性業務総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
被害青少年相談員	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
青少年育成専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
男女共同参画ブラザ管理運営総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
男女共同参画ブラザ管理運営専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
男女共同参画ブラザ相談専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
人権啓発指導員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
社会福祉法人指導監査専門職	二〇一、七〇〇円	一九六、九〇九円
衛生環境技術指導員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
衛生検査業務専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
環境検査業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
医療安全相談員	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
衛生専門学校非常勤講師	二四七、九〇〇円	二四二、〇一一円
看護専門学校非常勤講師	二五七、五〇〇円	二五一、三八三円
心のダイヤル相談員(医師を除く。)	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
成人病登録業務専門職	二〇一、七〇〇円	一九六、九〇九円
動物愛護管理専門職	二二九、六〇〇円	二三四、二九六円
保健衛生非常勤獣医師	二六七、一〇〇円	二六一、二三五円
介護報酬専門職	二二五、〇〇〇円	二〇九、八九四円
特別児童扶養手当専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
事業所指定業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
補装具業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
希望が丘学園非常勤保育士	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
地域療育システム支援コーディネーター	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
子ども相談センター保健指導専門職	二〇一、七〇〇円	一九六、九〇九円
児童相談派遣専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
児童虐待対応強化総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
児童虐待対応強化専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
児童虐待対応専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
里親対策専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円

一時保護児童学習指導専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円	職業能力開発校施設管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
児童心理相談員	二〇一、七〇〇円	一九六、九〇九円	情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	二二三、三〇〇円	二二七、九九六円
家庭支援子ども電話相談員	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円	情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	二六九、八〇〇円	二六三、四一六円
子ども相談センター施設業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円	情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
女性相談員	二〇一、七〇〇円	一九六、九〇九円	情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	二五五、四〇〇円	二四九、三三四円
女性心理相談員	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円	情報科学芸術大学院大学非常勤司書	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
女性支援電話相談員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	観光物産アドバイザー	二〇六、三〇〇円	二〇二、一六〇円
女性支援業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	観光情報アドバイザー	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
女性支援業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	翻訳・通訳専門職	二四三、四〇〇円	二三七、六一九円
同伴児童指導員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	旅券事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
わかあゆ学国家庭支援総括専門相談員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円	岐阜県競馬管理専門職	四三三、六〇〇円	四〇四、二五五円
わかあゆ学園調理業務専門職	一八〇、四〇〇円	一七六、一一六円	園場等管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
わかあゆ学園施設業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円	農業技術指導員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
ひとり親自立支援員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	畜産技術指導員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
心理判定業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円	畜産管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
国民健康保険医療給付専門指導員	二二五、〇〇〇円	二〇九、八九四円	鶏舎管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
生活保護面接総括相談員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円	水産管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
援護事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	農業大学校非常勤講師	二二五、六〇〇円	二二〇、二四二円
就労支援員	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	農業大学校施設管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
地域雇用対策専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	農業大学校家畜飼育業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
企業立地専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
産業技術指導員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円	土地改良登記事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
依頼試験等業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円	森林地理情報処理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
研究開発推進専門職	三三七、五〇〇円	三二七、二二八円	森林地理情報処理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
セラミックス技術指導員	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円	森林文化アカデミー施設業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
向上訓練推進専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円			
職業訓練指導専門職	二二六、〇〇〇円	二二一、二〇九円			

森林文化アカデミー学校事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
森林整備推進専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
森林管理指導総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
森林管理指導専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
建設業事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
登記事務総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
登記事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
土木技術総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
土木技術専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
道路管理業務専門職	二二五、〇〇〇円	二〇九、八九四円
特殊車両通行許可事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
排水機管理専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
河川施設管理総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
河川施設管理専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
ダム施設管理専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
国土調査・土地取引調査事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
建築事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
会計事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
議会警備業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
監査業務総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
県立学校業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
県立学校実習補助専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
県立学校介護専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
給食業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
教育支援相談員	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
教育相談業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
いじめ問題電話相談業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
家庭教育推進専門職	二二五、〇〇〇円	二〇九、八九四円
図書館司書業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
図書館教育普及業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
高山陣屋説明専門職	一八六、九〇〇円	一八二、四六〇円
高山陣屋学芸業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
高山陣屋管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
高山陣屋警備業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
博物館学芸業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
博物館管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
美術館副館長	三二八、八〇〇円	三〇八、二五八円
美術館普及業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
美術館学芸業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
美術館管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
現代陶芸美術館副館長	四一七、一〇〇円	三九七、〇六五円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
現代陶芸美術館管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
総括警察安全相談員	三四一、三〇〇円	三一七、九一〇円
警察安全相談員	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
警察情報公開窓口専門職	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
警察職員相談事務専門職	三四一、三〇〇円	三一七、九一〇円
地域安全巡回指導教育専門職	一八六、九〇〇円	一八二、四六〇円
地域安全活動総括アドバイザー	三四一、三〇〇円	三一七、九一〇円

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

地域安全活動アドバイザー	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
交番相談員	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
少年相談総括アドバイザー	三四二、三〇〇円	三一七、九一〇円
少年相談アドバイザー	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
MSリーダース支援アドバイザー	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
スクールサポーター	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
環境監視活動アドバイザー	四九、二〇〇円	四八、〇三〇円
鉄砲等行政指導専門職	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
捜査情報分析事務専門職	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
手口業務専門職	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
被害回復・社会復帰アドバイザー	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
交通安全教育専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
外国人交通安全教育指導員	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
交通聴聞専門職	三四一、三〇〇円	三一七、九一〇円
運転免許更新事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
初心運転者講習専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
取消処分者講習専門職	一九四、三〇〇円	一八九、六八六円
警察学校教育参与	二二五、六〇〇円	二二〇、二四二円
警察術科指導専門職	二二四、六〇〇円	二〇九、五〇三円
食品安全相談員	二七〇、四〇〇円	二六一、八六〇円
契約事務総括専門職	二六五、六〇〇円	二五六、八九八円
契約事務専門職	一七四、八〇〇円	一七〇、六四八円
育児休業推進職	二七一、四〇〇円	二六四、九五三円
調理業務専門職	一八〇、四〇〇円	一七六、一一六円

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

出 納 事 務 局	区 分	定 数
知事直轄組織（秘書課、広報課及び行政管理課に限る。）	知事直轄組織（秘書課、広報課及び行政管理課に限る。）	四二人
知事直轄組織（危機管理課、防災課、原子力防災室及び消防課に限る。）	知事直轄組織（危機管理課、防災課、原子力防災室及び消防課に限る。）	五一人
総 務 部	総 務 部	三二二人
総 合 企 画 部	総 合 企 画 部	二四五人
環 境 生 活 部	環 境 生 活 部	一九七人
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部	七二〇人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）	商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）	三三九人
農 政 部	農 政 部	七一人
林 政 部	林 政 部	二二三人
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部	五七八人
都市建築部（企業会計職員を除く。）	都市建築部（企業会計職員を除く。）	一三七人
ぎ ぶ 清 流 国 体 推 進 局	ぎ ぶ 清 流 国 体 推 進 局	一一一人
出 納 事 務 局	出 納 事 務 局	三一人

情報科学芸術大学院大学	計	三、六九六
都市建築部（企業会計職員に限る。）	計	二九人
		五八人
		八七人
合	計	三、七八三人

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四病院の項を削る。

別表第五中「8,500円」を「8,400円」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第七条関係）

車庫長	職名	加算割合
副車庫長、技師、技術員、調理師長、農業班長、土木班長、主任調理師、主任機械操作手、主任補助員、主任女性相談支援員、主任看護助手、主任医療助手、主任衛生技術員、主任工業技手、主任農業技手、主任土木技手、主任調理員、主任営繕手、主任実習補助員、主任学校用務員、主任介護員、主任タイピスト、主任パンチャー、		百分の十
		百分の五

主任補助員、主任炊事員

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項第六号中「（以下この項中「法」という。）を削り、同表高山陣屋管理事務所長の項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項第二号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同項第三号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同表警察本部長の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 岐阜県職員宿舍管理規則（昭和三十二年岐阜県規則第三十号。以下この号において「規則」という。）第二十一条第二項の貸付料の算定、同条第三項の基準貸付料の額の調整及び同条第六項の基準貸付料の額の調整等について必要な事項を定めることを除く規則の施行に関する（警察本部の管理に属する警察職員宿舍に限る。）。

第二条の表警察署長の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 岐阜県職員宿舍管理規則（以下この号において「規則」という。）第二十一条第

二項の貸付料の算定、同条第三項の基準貸付料の額等の調整及び同条第六項の基準貸付料の額の調整等について必要な事項を定めることを除く規則の施行に関する」と(警察署の管轄区域に所在する警察職員宿舎(警察本部の管理に属する警察職員宿舎を除く。)に限る。)

第三条の表教育長の項第五十一号中「第五条第二項」を「第五条の二第二項」に改め、同項第五十二号中「第五条第三項」を「第五条の二第三項」に改め、同項第五十三号中「第五条第四項」を「第五条の二第四項」に改め、同表警察本部長の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項第一号(二)中、「国際情報科学芸術アカデミー」を削る。

別表第二情報科学芸術大学院大学長の項を削る。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部八の項第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同部十の項事務の種類の中「岐阜振興局長、西濃振興局揖斐事務所長及び中濃振興局中濃事務所長を除く」を「中濃振興局長及び飛騨振興局長に限る」に改め、同項第一号中「の首業」を削り、同項第五号中「製造施設の変更等」を「製造施設等の変更」に改め、同項第十三号中「第十五条第一項」を「第十五条第一項及び第二項」に改め、同項第二十五号中「軽微な」を削り、同項第二十六号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改め、同項第四十号中「事業」を「事業の停止」に改め、同項第四十九号中「第五十二条第四項」を「第五十二条第五項」に改め、同部十二の項事務の種類の中及び十三の項事務の種類の中「岐

卓振興局長、西濃振興局揖斐事務所長及び中濃振興局中濃事務所長を除く」を「中濃振興局長及び飛騨振興局長に限る」に改め、同部十四の項事務の種類の中「岐阜振興局長、西濃振興局揖斐事務所長及び中濃振興局中濃事務所長を除く」を「中濃振興局長及び飛騨振興局長に限る」に改め、同項第一号中「第一種ガス用品」を「ガス用品」に改め、同部十九の項第五号から第七号までの規定中「第十七条の十二」を「第十七条の十三」に改め、同項第十一号中「第十七条の四」を「第十七条の五」に改め、同項第十二号中「第十七条の五」を「第十七条の六」に改め、同項第十三号中「第十七条の六」を「第十七条の七」に改め、同項第十四号中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同項第十五号中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同部二十の項第一号中「及び第二項」を「第二項及び第三項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第九号中「並びに法第十三条の二第一項」を「法第十三条の二第一項並びに法第十三条の三第一項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第十号中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同項第十二号中「及び第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項第十三号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改め、同部二十一の五の項事務の種類の中「汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令」を「汚染土壌処理業に関する省令」に、「手続省令」を「処理業省令」に改め、同項第三十四号中「手続省令」を「処理業省令」に改め、同部三十の項中第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「の承認」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

15 法第十四条の八第一項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出を受け付けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十の項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 法第八条第一項の規定による工事の完了又は廃止の届出を受け付けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十の項に次の二号を加える。

17 法第三十四条第一項の規定による必要な報告を求めること。

18 法第三十五条第一項の規定による立入検査等を行うこと。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十九の項事務の種類の中「事務」の下に「東濃振興局長、中濃振興局中濃事務所長及び東濃振興局恵那事務所長を除く。」を加え、同部に次のように加える。

<p>四十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する</p>	<p>四十一 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（東濃振興局長、中濃振興局中濃事務所長及び東濃振興局恵那事務所長を除く。）</p>
<p>1 法第十四条の規定により支援給付の実施をすること。</p>	<p>1 法第二十四条及び第二十五条の規定により保護の開始及び変更をすること。 2 法第二十六条の規定により保護の停止及び廃止をすること。 3 法第二十七条の規定により被保護者に対し必要な指導及び指示をすること。 4 法第二十七条の二の規定により要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすること。 5 法第二十八条第一項の規定により所属職員をして要保護者の居住場所に立入調査をさせ、又は医師若しくは歯科医師の検診を命ずること。 6 法第二十八条第四項の規定により保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。 7 法第三十条から第三十七条の二までの規定により保護の方法を決定すること。 8 法第四十八条第四項の規定により保護施設の長からの届出を受けること。 9 法第六十一条の規定により被保護者の居住地、世帯構成等の変更届を受けること。 10 法第六十二条第三項及び第四項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすること及びその処分について弁明の機会を与えること。 11 法第六十三条の規定により被保護者の返還する額を決定し、これを徴収すること。 12 法第七十六条第一項の規定により遺留金品を処分すること。 13 法第七十七条第一項の規定により扶養義務者から徴収する費用の額を決定し、これを徴収すること。 14 法第七十八条の規定により不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者から徴収する費用の額を決定し、これを徴収すること。 15 法第八十条の規定により保護金品の返還を免除すること。 16 法第八十一条の規定により後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。</p>
<p>四十四 老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法律（平成六年法律第三十号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（東濃振興局長、中濃振興局中濃事務所長及び東濃振興局恵那事務所長を除く。）</p>
<p>6 法第十八条第一項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは事務所若しくは施設</p>	<p>四十三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>1 法第十条第一項第一号の規定により市町村の援護の実施に關し必要な援助及び付随する業務を行うこと。 2 法第十条第一項第二号イの規定により身体障害者の福祉に關し各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握を行うこと。 3 法第十条第二項の規定により市町村に対し必要な助言を行うこと。 4 法第三十九条第二項の規定により報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。</p> <p>1 法第六条の二第一項第一号の規定により、法に基づく福祉の措置の実施に關し、必要な援助及び付随する業務を行うこと。 2 法第六条の二第二項第二号の規定により、老人の福祉に關し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実情の把握を行うこと。 3 法第六条の二第二項の規定により市町村に対し必要な助言を行うこと。 4 法第十四条から第十四条の三までの規定により老人居宅生活支援事業の開始、変更、廃止等の届出を受けること。 5 法第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定により老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置、変更、廃止等の届出を受けること。 6 法第十八条第一項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは事務所若しくは施設</p>

<p>四十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この項中「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる旧介護保険法（以下この項中「旧法」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>11 法第七十九条の二第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定をすること。</p> <p>10 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定をすること。</p> <p>9 法第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>8 法第七十六条の二第一項から第三項までの規定により勧告、公表及び命令をすること。</p> <p>7 法第七十六条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること（振興局長に限る。第十四号、第二十一号、第二十九号、第三十八号、第四十五号及び第四十九号において同じ。）。</p> <p>6 法第七十五条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。</p> <p>5 法第七十五条の規定により指定居宅サービス事業者に係る名称等の変更等の届出を受けること。</p> <p>4 法第七十一条第一項ただし書又は第七十二条第一項ただし書の規定により指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。</p> <p>3 法第七十条の二第二項（法百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新をすること。</p> <p>2 法第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定をすること。</p> <p>1 法第二十四条の規定により居宅サービス等に関する報告若しくは物件の提示を命じ、又は所属職員に質問させること。</p>	<p>設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。</p> <p>7 法第十八条第二項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること（県立施設に係るものを除く。）。</p> <p>8 法第十八条の二の規定により改善命令等を行うこと。</p> <p>9 法第二十條の十第一項の規定により市町村に対し必要な助言をすること。</p> <p>10 法第二十九条第六項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは有料老人ホーム等に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。</p>
<p>30 法百一条の規定により介護老人保健施設の設備の使用制限等を命ずること。</p> <p>29 法百条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>28 法第九十九条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。</p> <p>27 法第九十九条の規定により介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出を受けること。</p> <p>26 法第九十八条第一項第四号の規定により介護老人保健施設の広告制限の特例に係る許可をすること。</p> <p>25 法第九十五条の規定により介護老人保健施設の管理に関する承認をすること。</p> <p>24 法第九十二条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>23 法第九十一条の二第一項から第三項までの規定により勧告、公表及び命令をすること。</p> <p>22 法第九十一条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退に係る届出を受けること。</p> <p>21 法第九十条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>20 法第八十九条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。</p> <p>19 法第八十九条の規定により指定介護老人福祉施設に係る開設者の住所等の変更の届出を受けること。</p> <p>18 法第八十六条の二第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定の更新をすること。</p> <p>17 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定をすること。</p> <p>16 法第八十四条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>15 法第八十三条の二第一項から第三項までの規定により勧告、公表及び命令をすること。</p> <p>14 法第八十三条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>13 法第八十二条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。</p> <p>12 法第八十二条の規定により指定居宅介護支援事業者に係る名称等の変更等の届出を受けること。</p> <p>11 業者の指定の更新をすること。</p>	

<p>47 旧法第七十七条の二第一項の規定により指定介護療養型医療</p> <p>46 の作成上の技術的事項について必要な助言をすること。</p> <p>45 サービス事業者等の指定を取り消し、又は指定の効力を停止</p> <p>するものが適当と認められる旨を市町村長に通知すること。</p> <p>44 法第百十五條の三十五第六項の規定により指定介護サー</p> <p>ビス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防</p> <p>サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護老人保健</p> <p>施設の開設者に係るものを除く)。</p> <p>43 法第百十五條の三十五第五項の規定により介護サービス情</p> <p>報の報告等を命じた旨を市町村長に通知すること。</p> <p>42 法第百十五條の三十五第四項の規定により指定介護サー</p> <p>ビス事業者に対して介護サービス情報の報告等を命ずること。</p> <p>41 法第百十五條の三十四第一項から第三項までの規定により</p> <p>勧告、公表及び命令をすること。</p> <p>40 法第百十五條の三十三第一項の規定により報告等を命じ、</p> <p>出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>39 法第百十五條の三十二第二項から第四項までの規定により</p> <p>業務管理体制の整備に関する事項の届出又は届出事項の変更</p> <p>の届出を受けること(市町村長又は厚生労働大臣に届け出る</p> <p>ものを除く)。</p> <p>38 法第百十五條の九第一項の規定により指定介護予防サー</p> <p>ビス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>37 法第百十五條の八第一項から第三項までの規定により勧告</p> <p>公表及び命令をすること。</p> <p>36 法第百十五條の七第一項の規定により報告等を命じ、出頭</p> <p>を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>35 法第百十五條の六第一項の規定により関係者相互間の連絡</p> <p>調整等を行うこと。</p> <p>34 法第百十五條の五の規定により指定介護予防サー</p> <p>ビス事業者に係る名称等の変更等の届出を受けること。</p> <p>33 法第百十五條の二第一項の規定により指定介護予防サー</p> <p>ビス事業者を指定すること。</p> <p>32 法第百三條第一項から第三項までの規定により勧告、公表</p> <p>及び命令をすること。</p> <p>31 法第百二條第一項の規定により介護老人保健施設の管理者</p> <p>の変更を命ずること。</p>	<p>48 施設の指定を更新すること。</p> <p>47 旧法第百八條第一項の規定により指定介護療養型医療施設</p> <p>に係る指定の変更をすること。</p> <p>46 旧法第百一一條の規定により指定介護療養型医療施設に係</p> <p>る開設者の住所等の変更の届出を受けること。</p> <p>45 旧法第百一一條の二第一項の規定により関係者相互間の連</p> <p>絡調整等を行うこと。</p> <p>44 旧法第百一十二條第一項の規定により報告等を命じ、出頭を</p> <p>求め、又は所属職員をして質問若しくは検査をさせること。</p> <p>43 旧法第百一十三條の規定により指定介護療養型医療施設の指</p> <p>定の辞退の届出を受けること。</p> <p>42 旧法第百一十三條の二第一項から第三項までの規定により勧</p> <p>告、公表及び命令をすること。</p> <p>41 旧法第百一十四條第一項の規定により指定介護療養型医療施</p> <p>設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>40 法第百一十一條第一項第一号の規定により、児童及び妊産婦の</p> <p>福祉に關し、必要な援助及び付随する業務を行うこと。</p> <p>39 法第百一十一條の五の二十一第一項の規定により報告等を命</p> <p>じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは立入検査をさ</p> <p>せること(果立施設を除く施設に係るものに限る。次号から</p> <p>第五号まで及び第十六号において同じ)。</p> <p>38 法第百一十一條の五の二十二第一項の規定により基準を遵守</p> <p>する等の措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>37 法第百一十一條の五の二十六第一項の規定により報告等を命</p> <p>じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは立入検査をさ</p> <p>せること(法第百二十四條の十九の二において準用する場合を</p> <p>含む。次号において同じ)。</p> <p>36 法第百一十一條の五の二十七第一項の規定により適正な業務</p> <p>管理体制を整備すべきことを勧告すること。</p> <p>35 法第百二十二條第一項の規定により助産施設において助産を</p> <p>行うこと。</p> <p>34 法第百二十二條第三項の規定により助産の実施の申込みを勧</p> <p>奨すること。</p> <p>33 法第百二十二條第四項の規定により所管区域内における助産</p> <p>施設に関する情報を提供すること。</p> <p>32 法第百二十三條第一項の規定により保護者及び児童を母子生</p> <p>活支援施設に保護し、及び適切な保護を加えること。</p> <p>31 法第百二十三條第三項の規定により所管区域外の母子生活支</p>
<p>46 旧法第百七十七條の二第一項の規定により指定介護療養型医療</p> <p>施設の作成上の技術的事項について必要な助言をすること。</p> <p>45 サービス事業者等の指定を取り消し、又は指定の効力を停止</p> <p>するものが適当と認められる旨を市町村長に通知すること。</p> <p>44 法第百十五條の三十五第六項の規定により指定介護サー</p> <p>ビス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防</p> <p>サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護老人保健</p> <p>施設の開設者に係るものを除く)。</p> <p>43 法第百十五條の三十五第五項の規定により介護サービス情</p> <p>報の報告等を命じた旨を市町村長に通知すること。</p> <p>42 法第百十五條の三十五第四項の規定により指定介護サー</p> <p>ビス事業者に対して介護サービス情報の報告等を命ずること。</p> <p>41 法第百十五條の三十四第一項から第三項までの規定により</p> <p>勧告、公表及び命令をすること。</p> <p>40 法第百十五條の三十三第一項の規定により報告等を命じ、</p> <p>出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>39 法第百十五條の三十二第二項から第四項までの規定により</p> <p>業務管理体制の整備に関する事項の届出又は届出事項の変更</p> <p>の届出を受けること(市町村長又は厚生労働大臣に届け出る</p> <p>ものを除く)。</p> <p>38 法第百十五條の九第一項の規定により指定介護予防サー</p> <p>ビス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>37 法第百十五條の八第一項から第三項までの規定により勧告</p> <p>公表及び命令をすること。</p> <p>36 法第百十五條の七第一項の規定により報告等を命じ、出頭</p> <p>を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>35 法第百十五條の六第一項の規定により関係者相互間の連絡</p> <p>調整等を行うこと。</p> <p>34 法第百十五條の五の規定により指定介護予防サー</p> <p>ビス事業者に係る名称等の変更等の届出を受けること。</p> <p>33 法第百十五條の二第一項の規定により指定介護予防サー</p> <p>ビス事業者を指定すること。</p> <p>32 法第百三條第一項から第三項までの規定により勧告、公表</p> <p>及び命令をすること。</p> <p>31 法第百二條第一項の規定により介護老人保健施設の管理者</p> <p>の変更を命ずること。</p>	<p>四十六 児童福</p> <p>祉法(昭和二</p> <p>十二年法律第</p> <p>百六十四号。</p> <p>以下この項中</p> <p>「法」といふ</p> <p>及び児童福祉</p> <p>法施行令(昭</p> <p>和二十三年政</p> <p>令第七十四号</p> <p>以下この項中</p> <p>「施行令」と</p> <p>いふ。)の施</p> <p>行に關する事</p> <p>務</p> <p>1 法第百一十一條第一項第一号の規定により、児童及び妊産婦の</p> <p>福祉に關し、必要な援助及び付随する業務を行うこと。</p> <p>2 法第百一十一條の五の二十一第一項の規定により報告等を命</p> <p>じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは立入検査をさ</p> <p>せること(果立施設を除く施設に係るものに限る。次号から</p> <p>第五号まで及び第十六号において同じ)。</p> <p>3 法第百一十一條の五の二十二第一項の規定により基準を遵守</p> <p>する等の措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>4 法第百一十一條の五の二十六第一項の規定により報告等を命</p> <p>じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは立入検査をさ</p> <p>せること(法第百二十四條の十九の二において準用する場合を</p> <p>含む。次号において同じ)。</p> <p>5 法第百一十一條の五の二十七第一項の規定により適正な業務</p> <p>管理体制を整備すべきことを勧告すること。</p> <p>6 法第百二十二條第一項の規定により助産施設において助産を</p> <p>行うこと。</p> <p>7 法第百二十二條第三項の規定により助産の実施の申込みを勧</p> <p>奨すること。</p> <p>8 法第百二十二條第四項の規定により所管区域内における助産</p> <p>施設に関する情報を提供すること。</p> <p>9 法第百二十三條第一項の規定により保護者及び児童を母子生</p> <p>活支援施設に保護し、及び適切な保護を加えること。</p> <p>10 法第百二十三條第三項の規定により所管区域外の母子生活支</p>

	<p>11 援施設への入所に係る連絡及び調整を図ること。</p> <p>12 法第二十三条第四項の規定により母子生活支援施設の実施の申込みを勧奨すること。</p> <p>13 法第二十三条第五項の規定により母子生活支援施設に関する情報を提供すること。</p> <p>14 法第二十四条の第十五第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号において同じ。）</p> <p>15 法第二十四条の十六第一項の規定により勧告すること。</p> <p>16 法第三十一条第一項の規定により児童を満二十歳に達するまで引き続き母子生活支援施設において保護すること。</p> <p>17 法第三十四条の五第一項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。</p> <p>18 法第三十四条の五第二項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。</p> <p>19 法第三十四条の五第三項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。</p> <p>20 法第四十六条第一項の規定による報告徴収、立入検査等（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童家庭支援センターであつて県立施設以外のもの（以下この号及び第二十五号において「助産施設等」という。）に係るものに限る。）をし、及び同条第三項の規定による改善勧告（助産施設等に係るものに限る。）をすること。</p> <p>21 法第五十条第六号及び同条第六号の三の規定により県が支弁すべき費用を支弁すること。</p> <p>22 法第五十六条の規定により扶養義務者から徴収する費用（法第二十一条及び第二十三条に規定する措置をとつた場合において徴収する費用に限る。）を決定し、及び徴収すること。</p> <p>23 法第五十九条第一項の規定による報告徴収、立入検査等をし、及び同条第三項の規定による改善勧告をすること。</p> <p>24 法第五十九条の二の規定により認可外児童福祉施設に係る</p>
	<p>四十七 特別児童養護手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号、以下この項中「法」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号、以下この項中「省令」という。）の施行に関する事務</p> <p>1 法第十九条の規定により障害児福祉手当の支給資格を認定すること（法第二十六条の五において特別障害者手当に準用する場合を含む。次号から第四号までにおいて同じ。）</p> <p>2 法第二十条及び第二十一条の規定により障害児福祉手当の支給停止を決定すること。</p> <p>3 法第二十二條第一項の規定により被災者に対する障害児福祉手当の支給を決定すること。</p> <p>4 法第二十二條第二項の規定により被災者として障害児福祉手当の支給を受けた者について当該損害を受けた年の所得を審査し、返還金額を決定すること。</p> <p>5 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第五条第二項の規定により障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格を再認定すること。</p> <p>6 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十一条（同条第三号を除く。）の規定により障害児福祉手当又は特別障害者手当の全部又は一部の不支給を決定すること。</p> <p>7 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十二条の規定により障害児福祉手当又は特別障害者手当の支払の一時差止めを決定すること。</p> <p>8 法第三十六条第一項の規定により必要な書類その他の物件の提出を命じ、又は所属職員をして質問をさせること。</p> <p>9 法第三十六条第二項の規定により医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は所属職員をして障害の状態を診断させること。</p> <p>10 法第三十七条の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は必要な事項の報告を求めること。</p> <p>11 省令第三条の規定により認定をした旨を通知すること（省令第十六条において準用する場合を含む。次号から第十九号までにおいて同じ。）</p> <p>12 省令第四条の規定により支給資格がないと認められた旨を通知すること。</p> <p>13 省令第五条（省令第十三条において準用する場合を含む。次号から第十九号までにおいて同じ。）の規定により障害児福祉手当所得状況届を受け付けること。</p> <p>25 施行令第三十八条の規定により所属職員をして児童福祉施設（助産施設等に限る。）の実地検査をさせること。</p> <p>届出を受け、及び当該届出に係る事項を市町村長に通知すること。</p>

<p>という。)の 施行に関する 事務</p>	<p>五十 社会福祉 法(昭和二十 六年法律第四 十五号。以下 この項中「法 という。)の 施行に関する 事務</p>	<p>1 法第七十条の規定により老人福祉法に規定する軽費老人ホ ム若しくは老人福祉センター、障害者自立支援法(平成十七 年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、同法附則 第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をす ることができることとされた同項に規定する身体障害者更生 援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項の規定によりな お従前の例により運営をすることができることとされた同項 に規定する知的障害者援護施設(県立施設であるものを除く) を運営する者又は児童福祉法に規定する放課後児童健全育成 事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支 援訪問事業、地域子育て支援拠点事業若しくは児童自立生活 援助事業、障害児入所施設若しくは児童発達支援センター若 しくは生活困難者に対して無料若しくは低額な費用で介護保 険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業(県立施 設において行うものを除く。)を運営する者に対し、必要と 認める事項の報告を求め、又は所属職員に施設、帳簿、書類 等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させること。</p>	<p>五十一 厚生労 働大臣から知 事に委任され た補助金等に 係る予算の執 行の適正化に 関する法律 (以下この項 中「法」とい う。)の施行 に関する事務</p>	<p>五十二 障害者 基本法(昭和 四十五年法律 第八十四号。 以下この項中 「法」という。 の施行に關す</p>	<p>1 法第二十三条第一項の規定により町村に対して報告をさせ、 又は立入検査をすること(老人福祉法第二十八条及び身体障 害者福祉法第三十八条の規定により行つた費用の徴収に係る ものに限る。)</p> <p>1 法第十一條第三項に規定する市町村障害者計画の策定に關 して、各市町村の区域を超えた広域的な見地から必要な支援 を行うこと。</p>
<p>る事務</p>	<p>五十三 登録免 許税法(昭和 四十二年法律 第三十五号。 以下この項中 「法」という。 の施行に關す る事務</p>	<p>五十四 民生委 員法(昭和二 十三年法律第 百九十八号。 以下この項中 「法」という。 の施行に關す る事務</p>	<p>五十五 放送法 (昭和二十五 年法律第三百 十二号。以下 この項中「法 という。)の 施行に關する 事務</p>	<p>五十六 高齢者 虐待の防止、 高齢者の養護 者に対する支 援等に関する 法律(平成十 七年法律第百 二十四号。以 下この項中 「法」という。 の施行に關す る事務</p>	<p>1 法別表第三の十の項に規定する財務省令で定める書類を発 行すること。</p> <p>1 法第十七條第一項の規定により民生委員に対する指揮監督 をすること。</p> <p>1 法第六十四條第二項の規定による日本放送協会受信料免除 に係る基準に該当することを証明すること(他の所掌に屬す るものを除く。)</p> <p>1 法第十九條第一項の規定により市町村相互間の連絡調整、 市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うこと。 2 法第十九條第二項の規定により市町村に対し必要な助言を 行うこと。</p>

<p>別表第三振興局長 西濃振興局揖斐事務所長及び中濃振興局中濃事務所長の部を削る。 別表第三保健所長の部一の項第二十一号中「認可すること」の下に「申請する医療法人の主たる事務所が岐阜市にある場合を除く。次号から第二十六号まで、第二十九号</p>	<p>五十七 障害者自立支援法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>五十八 介護職員処遇改善交付金事業の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二十条第二項第一号及び第四号の規定により市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。 2 法第二十一条第一項の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること。 3 法第二十一条第二項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること。 4 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十七第一項、第八十一条第一項及び第八十五条第一項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは立入検査をさせること（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第七号までにおいて同じ。） 5 法第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条の二十八第一項の規定により基準を遵守すべきことを勧告すること。 6 法第五十一条の三第一項及び第五十一条の三十二第一項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは立入検査をさせること。 7 法第五十一条の四第一項及び第五十一条の三十三第一項の規定により勧告すること。 8 法第七十八条第一項の規定により所管区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議を設置すること。 9 法第九十条の規定により市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について助言を行うこと。</p>
<p>4 法第十二条の四第一項の規定により家畜の飼養頭数及び飼養衛生管理状況の定期報告を受理すること。</p>	<p>1 介護職員処遇改善交付金対象事業者の承認をすること。 2 介護職員処遇改善交付金対象事業者として承認した旨又は承認しない旨の通知をすること。 3 介護職員処遇改善交付金対象事業者の承認に係る変更の届出を受けをること。 4 介護職員処遇改善交付金事業の実績報告に関する書類を受けをること。 5 事業所等の廃止により介護職員処遇改善交付金対象事業者でなくなる旨の申出を受けをること。</p>	<p>及び第三十号において同じ。）を加え、同項第二十四号中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同部中二十七の項を削り、二十六の項を二十七の項とし、二十五の項を二十六の項とし、二十四の三の項を二十五の項とし、同部三十三の項第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同部三十八の項第三号中「及び第四項」を削り、同項第四号中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同表子ども相談センター所長の部一の項第一号中「（法附則第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。次号から第四号までにおいて同じ。）」を削り、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第二号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第三号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第四号中「指定知的障害児施設」を「指定障害児入所施設」に改め、同項第十八号中「第五十七条の三」を「第五十七条の三第二項」に改め、同項第十九号中「第五十七条の四」を「第五十七条の四第二項」に改め、同項第二十号及び第二十一号を削り、同表農林事務所長の部中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げ、同部十三の項第二号及び第三号中「（法第九十条において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同部十二の項とし、同部十四の項第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項を同部十三の項とし、同部中十五の項を十四の項とし、十六の項を十五の項とし、十七の項を十六の項とし、同部十八の項第一号中「第九十六条の二第五項」を「第九十六条の二第七項」に改め、同項第四号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同項第五号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に、「きく」を「聴く」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同部十七の項とし、同部中十九の項を十八の項とし、二十の項から二十二の項までを一項ずつ繰り上げ、同部二十三の項事務の種類の中「事務」の下に「（岐阜農林事務所、中濃農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所に限る。）」を加え、同項第九号を削り、同項を同部二十二の項とし、同部中二十四の項を二十三の項とし、同部二十五の項第一号中「第三条第二項」を「第六条の四」に、「市町村」を「市町村等」に改め、同項を同部二十四の項とし、同部中二十六の項を二十五の項とし、同表家畜保健衛生所長の部一の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。</p>

5 法第十三条の二第一項及び第二項の規定により指定する症状の届出を受理すること。

別表第三土木事務所長の部十一の項事務の種類欄中「事務」の下に「(岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。)」を加え、同部十八の二の項第三号中「第五条第五項」の下に「(法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

3 法第二十六条第一項の規定により緊急調査を行うこと(農林水産大臣が指定する地すべり防止区域を除く。) 及び同条第二項の規定により緊急調査を終了すること。

4 法第二十八条第一項の規定により緊急調査のため土地の立入り等を行うこと。

別表第三土木事務所長の部二十一の項第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同部二十八の項事務の種類欄中「事務」の下に「(岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。)」を加え、同表建築事務所長の部三の項第十七号中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同部十の項第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部六の項事務の種類欄中「(以下この項中「条例」を「を廃止する条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧岐阜県宅地開発基準条例(以下この項中「旧条例」に改め、同項第一号中「条例第七条(」を「旧」に、「場合を含む。)」を「旧条例第七条」に改め、同表流域浄水事務所長の部九の項第一号及び第三号中「解放区域」を「開放区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十の項第一号から第四号まで、第九号及び第十号の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和四十六年岐阜県規則第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「子ども手当等」を「児童手当等」に改める。

第一条中「子ども手当、児童手当及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第六条第一項の規定に基づき行つ給付(以下「子ども手当等」という。)」を「児童手当、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第二条第一項の規定に基づき行つ給付及び子ども手当(以下「児童手当等」という。)」に、「平成二十二年法律第十九号」を「児童手当法」に、「児童手当法、平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第七十五号)」を「児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)」に、「児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)、平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第五十一号)」、を「児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)及び」に改め、「及び児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)」を削る。

第二条から第四条までの規定中「子ども手当等」を「児童手当等」に改める。

第五条中「子ども手当等」を「児童手当等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童手当法第八条第四項ただし書に規定する児童手当(同法附則第二条第三項において準用する同条第一項の給付を含む。) の支払日については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則（平成十七年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中、「森林文化アカデミー及び国際情報科学芸術アカデミー」を「及び森林文化アカデミー」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五款 削除

第六款 岐阜県旅券センター（第七十二条・第七十三条）を「第五款及び

第二十一款

第二十二款

第二十三款

第二十四款

第二十一款

第二十二款

第二十三款

第二十四款

国際たくみアカデミー（第百十九条 第百二十一条）

木工芸術スクール（第百十九条 第百二十一条）

に、「現地機関に置くその他の

情報科学芸術大学院大学（第百十八条・第百十九条）岐阜県旅券センター（第百二十条・第百二十一条）を「削除」に改める。

第四条第二項を削り、同条第一項中「知事直轄組織として置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項の表広報課の項の次に次のように加える。

行政管理課	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務事業の見直しに関すること。 二 行政事務の合理化及び効率化に関すること。 三 外部監査に関すること。 四 県行政と密接な関連のある公社等の運営等に係る総合調整に関すること。 五 県民からの苦情等及びその調整に関すること。 六 県民からの苦情等に対する県の機関の対応の審査に関すること。 七 県民及び職員等からの公益通報に関すること（他の所掌に属するものを除く。） 八 県政の再生に係る総合調整に関すること。
-------	--

第四条第一項の表防災課の項第二号中「関すること」の下に「（原子力災害に関するものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項の次に次のように加える。

原子力防災室	<ul style="list-style-type: none"> 一 地域防災計画の策定及び実施に関すること（原子力災害に関するものに限る。次号において同じ。）。 二 市町村防災計画の指導及び助言に関すること。 三 原子力防災教育に関すること。 四 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの管理運用に関すること。
--------	---

第四条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
知事直轄組織に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
秘書課	管理調整係、秘書係
広報課	管理調整係、広報政策係、企画係、メディア係、広聴係

行政管理課	管理調整係、行政管理係
危機管理課	危機管理係、管理調整係
防災課	管理調整係、防災企画係、防災支援係、防災通信係、防災航空係
原子力防災室	管理調整係、原子力防災係
消防課	管理調整係、消防係、予防保安係

第四条に次の二項を加える。

3 秘書課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として、行幸啓室を置き、同室の事務を分掌させるため、行幸啓係及び行啓係を置く。

4 前項に規定する行幸啓室の分掌事務は、第二項の表秘書課の項第二号に掲げる事務とする。

第五条中「総務部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同条の表財政課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 県の財政運営に関すること。

第五条の表法務・情報公開課の項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）に関すること。

第五条の表行政改革課の項を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総務部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
財政課	政策企画係、管理調整係、予算係
人事課	管理調整係、企画調査係、人事係、服務係、給与係
法務・情報公開課	管理調整係、法規係、訟務係、文書・情報公開係
職員厚生課	管理調整係、福利係、給与・年金係、健康管理・公務災害係

税務課	管理調整係、企画係、徴収指導係、個人住民税特別整理係、課税係、軽油引取税係、税務システム係
管財課	管理調整係、財産係、庁舎係、岐阜総庁移転係、施設改革係、建築・設備係、車両・情報係
総務事務センター	管理調整係、認定・旅費係、給与支給係

第六条第二項を削り、同条第一項中「総合企画部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項の表総合政策課の項中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、同号の前に次の三号を加える。

十 ふるさとぎふ再生基金に関すること。

十一 電源立地地域対策交付金（原子力分）に関すること。

十二 首都機能移転に関すること。

第六条第一項の表総合政策課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 長期構想の見直しに関すること。

第六条第一項の表市町村課の項に次の二号を加える。

九 過疎地域、辺地、豪雪地帯及び山村の振興に関すること。

十 振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第六条第一項の表情報企画課の項第二号中「除く」の下に「。第五号において同じ」を加え、同項第五号中「（他の所掌に属するものを除く。）」を削り、同表研究開発課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表国際課の項、観光・ブランド振興課の項及び地域振興課の項を削り、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総合企画部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総合政策課	企画調整係、管理調整係、分権・広域係
市町村課	管理調整係、企画行政係、選挙係、財政係、税政係、振興係
情報企画課	管理調整係、業務改革係、地域情報化係、ネットワーク・システム係

研究開発課	管理調整係、研究開発係、産学官連携係、技術振興係
統計課	管理調整係、企画分析係、統計情報係、人口労働係、商工農林係、生活教育係

第六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 総合政策課に本庁課内室として、長期構想推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、政策研究係を置く。

4 前項に規定する長期構想推進室の分掌事務は、第二項の表総合政策課の項第四号及び第五号に掲げる事務とする。

第七条第二項を削り、同条第一項中「環境生活部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項の表環境生活政策課の項第七号中「除く」の下に「次号、第十四号、第十五号及び第十七号において同じ」を加え、同項第八号、第十四号、第十五号及び第十七号の規定中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表少子化対策課の項第二号中「除く」の下に「次号において同じ」を加え、同項第三号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表人づくり文化課の項第一号中「除く」の下に「第四号において同じ」を加え、同項第四号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

環境生活部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
環境生活政策課	政策企画係、管理調整係、NPO・宗教法人係、消費生活係
廃棄物対策課	管理調整係、企画調査係、一般廃棄物係、産業廃棄物係、監視指導係
清流の国ぎぶづくり推進課	管理調整係、清流の国づくり県民運動係、温暖化対策係、自然保護・公園係、生物多様性係
環境管理課	管理調整係、大気環境係、水環境係
男女参画青少年課	管理調整係、男女共同参画係、青少年係
少子化対策課	管理調整係、少子化対策係
人づくり文化課	管理調整係、私学係、大学連携・生涯学習係、文化振興係
人権施策推進課	管理調整係、人権啓発係、同和施策係

第七条に次の二項を加える。

3 環境生活政策課に本庁課内室として、地域安全室を置き、同室の事務を分掌させるため、地域コミュニケーション係及び地域・交通安全係を置く。

4 前項に規定する地域安全室の分掌事務は、第二項の表環境生活政策課の項第十四号から第十八号までに掲げる事務とする。

第八条第二項を削り、同条第一項中「健康福祉部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項の表健康福祉政策課の項第六号中「除く」の下に「第十五号において同じ」を加え、同項第十五号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項の表生活衛生課の項第十二号中「及び製菓衛生師」を「製菓衛生師及びクリーンング師」に改め、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

健康福祉部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
健康福祉政策課	政策企画係、管理調整係、社会福祉法人監査係
医療整備課	管理調整係、医事係、医療整備係、看護係、県立病院・看護大学法人係
保健医療課	管理調整係、感染症対策係、精神保健福祉係、母子・特定疾患係、地域保健・健康増進係
生活衛生課	管理調整係、食品指導係、衛生指導係
業務水道課	管理調整係、薬事麻薬・水道係、生産指導・健康食品監視係
高齢福祉課	管理調整係、企画係、施設係、介護保険者係、介護事業者係
障害福祉課	管理調整係、自立支援係、社会参加係、地域生活支援係
子ども家庭課	管理調整係、保育支援係、児童養護係、家庭支援係
地域福祉国保課	管理調整係、地域福祉係、国民健康保険係、福祉・高齢者医療係、社会援護係

3 第八条第三項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
医療整備課	地域医療推進室	医師確保・県立病院整備係、総合療育推進係
生活衛生課	食品安全推進室	食品安全推進係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
地域医療推進室	第二項の表医療整備課の項第十二号から第十四号までに掲げる事務
食品安全推進室	第二項の表生活衛生課の項第十六号から第二十一号までに掲げる事務

第九条を次のように改める。
(商工労働部)

第九条 商工労働部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
商工政策課	政策企画係、電子商取引推進係、管理調整係、鉱政係、団体支援係
中小企業課	管理調整係、高度化係、資金融資係
労働雇用課	管理調整係、労働企画係、雇用対策係
企業誘致課	管理調整係、企業誘致係、立地支援係
産業技術課	管理調整係、部材産業・技術支援係、産業人材育成係
地域産業課	管理調整係、地場産業係、県産品開発係、県産品販売促進係
商業流通課	管理調整係、商業係、流通・サービス係
情報産業課	管理調整係、IT拠点係、情報産業係
観光課	管理調整係、観光企画係、観光資源係、国内誘客係、海外誘客係

2 前項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

国際戦略推進課	管理調整係、海外連携係、地域国際化係
---------	--------------------

商工政策課	<ol style="list-style-type: none"> 一 商工労働部における県民の窓口に関すること。 二 商工労働部における議会の窓口に関すること。 三 商工労働政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 電子商取引の推進に関すること。 五 鉱業に関すること。 六 砂利採取及び採石に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ。) 七 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターに関すること。 八 商工団体に係る事務。 九 中小企業の組織化に関すること。 十 中小企業団体等の指導監督に関すること。 十一 小規模事業者等の支援に関すること。 十二 振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)に関すること(商工労働部の分掌する事務に係るものに限る。) 十三 計量検定所に関すること。 十四 部内他の所掌に属さない事務に関すること。 十五 部内の事務の連絡調整及び応援に関すること。
中小企業課	<ol style="list-style-type: none"> 一 中小企業の金融及び信用保証協会の指導監督に関すること。 二 中小企業高度化資金に関すること。 三 小規模企業者等設備導入資金に関すること。 四 貸金業の監督に関すること。
労働雇用課	<ol style="list-style-type: none"> 一 労働施策の企画調整及び推進に関すること。 二 労働組合に関すること。 三 労働委員会委員の任命に関すること。 四 労働に係る教育及び相談並びに個別的労使紛争のあっせん等に関すること。 五 男女の雇用均等の推進に関すること。 六 労働福祉に関すること。 七 雇用対策に関すること。 八 岐阜県人材チャレンジャーに関すること。 九 ユーターン対策に関すること。 十 公共職業訓練及び民間職業訓練に関すること。

企業誘致課	<ul style="list-style-type: none"> 一 工業団地等の開発調整及び整備に関すること。 二 企業誘致に関すること(他の所掌に属するものを除く)。 三 工場立地の調査及び指導に関すること。 	産業技術課	<ul style="list-style-type: none"> 一 新産業の育成に関すること。 二 先端技術の推進に関すること。 三 知的財産に関すること。 四 起業家の育成及び地域ベンチャーキャピタルに関すること。 五 株式会社ブイ・アール・テクノセンター及びテクノプラザプロジェクトに関すること。 六 ぎふ技術革新センターの総合調整に関すること。 七 産業人材育成に関すること。 八 職業能力の評価に関すること。 九 エネルギー対策の総合調整に関すること。 十 岐阜県エネルギー長期需給計画に関すること。 十一 工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所セラミックス研究所及び生活技術研究所に関すること(他の所掌に属するものを除く)。 十二 国際たぐみアカデミー及び木工芸術スクールに関すること。 	地域産業課	<ul style="list-style-type: none"> 一 地域産業の振興に関すること(他の所掌に属するものを除く。第六号において同じ)。 二 地場産業の振興に関すること。 三 伝統的工芸品の振興に関すること。 四 海外取引の振興に関すること。 五 デザインの振興に関すること。 六 県産品のブランド化支援及び販売促進に関すること。 七 販路開拓及び商品開発に関すること。 八 財団法人セラミックパーク美濃(平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設立された法人をいう)に関すること。 九 財団法人飛騨地域地場産業振興センター(昭和五十八年七月十二日に財団法人飛騨地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう)に関すること。 	商業流通課	<ul style="list-style-type: none"> 一 商業流通及びサービス業の振興に関すること(他の所掌に属するものを除く。第三号において同じ)。 二 商店街の振興に関すること。 三 中心市街地の活性化に関すること。
情報産業課	<ul style="list-style-type: none"> 四 大規模小売店舗の立地に関すること。 五 物流施策の企画調整及び推進に関すること。 六 アクティブGに関すること。 七 財団法人岐阜産業会館(昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜産業会館という名称で設立された法人をいう)に関すること。 	観光課	<ul style="list-style-type: none"> 一 情報産業の振興及び情報関連企業の誘致に関すること(他の所掌に属するものを除く)。 二 産業情報化の促進に関すること。 三 財団法人ソフトピアジャパン(平成六年三月三十一日に財団法人ソフトピアジャパンという名称で設立された法人をいう)及びソフトピアジャパンプロジェクトに関すること。 四 情報産業、産業情報化等を担う人材育成に関すること。 五 産業情報化施策に係る海外連携及び広報戦略に関すること。 六 情報科学芸術大学院大学に関すること。 	国際戦略推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一 飛騨・美濃じまん運動に関すること。 二 観光産業の振興に関すること。 三 産業観光、国際観光、広域観光等に関すること。 四 旅行業に関すること。 五 観光情報の収集及び提供に関すること。 六 通訳案内士に関すること。 七 社団法人岐阜県観光連盟(平成四年六月二十五日に社団法人岐阜県観光連盟という名称で設立された法人をいう)に関すること。 八 イベント・コンベンションの振興に関すること。 九 まちづくり支援に関すること。 十 移住・定住対策に関すること。 十一 ふるさとぎふ振興寄付金に関すること。 	国際戦略推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一 国際交流及び国際協力施策の企画調整及び推進に関すること(他の所掌に属するものを除く)。 二 海外戦略の総括及び関連事業の進捗管理に関すること。 三 海外駐在員に関すること。 四 通訳及び翻訳の支援に関すること。 五 多文化共生の推進に関すること。 六 国際連合その他の国際機関に関すること。 七 旅券センターに関すること。

八 公益財団法人岐阜県国際交流センターに関する事

- 3 商工労働部内に観光交流推進局を置く。
- 4 観光交流推進局は、観光課及び国際戦略推進課を所管する。
- 5 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
産業技術課	次世代エネルギー室	次世代エネルギー係
観光課	イベント・交流推進室	イベント推進係、まちづくり支援・移住定住係

6 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
次世代エネルギー室	第二項の表産業技術課の項第九号及び第十号に掲げる事務
イベント・交流推進室	第二項の表観光課の項第八号から第十一号までに掲げる事務

第十条第二項を削り、同条第一項中「農政部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項の表農政課の項第四号中「次号」の下に「第十号、第十四号及び第十八号」を加え、同項中第十五号を第二十一号とし、第十四号を第二十号とし、第十三号を第十九号とし、同項第十二号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項を同項第十八号とし、同項第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号の次に次の六号を加える。

- 十 水産業協同組合の支援に関する事。
- 十一 内水面漁場管理委員会に関する事。
- 十二 水産業の振興及び漁業調整に関する事。
- 十三 漁業の免許、許可等に関する事。
- 十四 水産物の生産、流通及び消費に関する事。
- 十五 財団法人岐阜県魚苗センター（昭和五十八年一月四日に財団法人岐阜県魚苗セ

ンターという名称で設立された法人をいう。）に関する事。

第十条第一項の表農産園芸課の項第四号中「並びに農産物の改良」を「流通及び消費」に改め、「」の下に「(他の所掌に属するものを除く。次号及び第六号において同じ。)」を加え、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表水産課の項を削り、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

農政部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
農政課	政策企画係、管理調整係、監督係、検査係
農産物流通課	管理調整係、輸出戦略・広域流通係、地産地消係
農業経営課	管理調整係、普及企画係、就農支援係、技術支援係、農業共済・金融係
農産園芸課	管理調整係、クリーン農業係、水田農業係、野菜・果樹特産係、花き係
畜産課	管理調整係、養豚・養鶏係、酪農・肉用牛係、衛生防疫係、草地飼料係
農村振興課	管理調整係、農村企画係、農村支援係、農地利用調整係
農地整備課	管理調整係、調査計画係、事業管理係、農地・水利係、農地防災係、農村整備係

第十条に次の二項を加える。

3 農政課に本庁課内室として、次の表の上欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

室	係
笠松競馬支援室	支援係
水産振興室	水産係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
笠松競馬支援室	第二項の表農政課の項第九号に掲げる事務
水産振興室	第二項の表農政課の項第十号から第十五号までに掲げる事務

第十一条中「林政部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同条の表林政課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 清流の国ぎふ森林・環境税に関する事(他の所掌に属するものを除く。第十五号において同じ。)

第十一条の表林政課の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同項第十八号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とし、同表森林整備課の項第七号中「除く」の下に「第九号及び第十号において同じ」を加え、同項第十号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項に次の四号を加える。

- 十一 林政に係る情報システム開発及び管理運用に関する事。
- 十二 森林計画に関する事。
- 十三 森林資源の調査に関する事。
- 十四 林業種苗及び林木育種に関する事。
- 第十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
林政部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
林政課	政策企画係、管理調整係、検査監督係
県産材流通課	管理調整係、木材生産係、県産材需要拡大係、加工流通係
森林整備課	管理調整係、森林計画係、整備係、間伐係、林道係、森林組合・担い手係、技術支援係
治山課	管理調整係、森林管理係、治山係、公有林係

第十一条に次の二項を加える。

3 林政課に本庁課内室として、恵みの森づくり推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、恵みの森づくり係及び緑化運動係を置く。

4 前項に規定する恵みの森づくり推進室の分掌事務は、第二項の表林政課の項第七号から第十一号までに掲げる事務とする。

第十二条第二項を削り、同条第一項中「県土整備部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項の表用地課の項第一号中「除く」の下に「第八号において同じ」を加え、同項第八号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表砂防課の項第二号中「除く」の下に「第四号において同じ」を加え、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県土整備部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
建設政策課	政策企画係、管理調整係、経理係、建設業係
用地課	管理調整係、収用・調整係、指導係
技術検査課	管理調整係、検査係、入札制度係、建設技術係、建設情報係
道路建設課	管理調整係、企画係、改良係、橋りょう係、高速道路係
道路維持課	管理調整係、市町村道係、路政係、安全防災係、維持管理係
河川課	管理調整係、企画環境係、河川整備係、河川管理係
砂防課	管理調整係、企画係、砂防安全係、災害対策係

第十二条に次の二項を加える。

3 河川課に本庁課内室として徳山ダム対策室を置き、同室の事務を分掌させるため、徳山ダム係を置く。

4 前項に規定する徳山ダム対策室の分掌事務は、第二項の表河川課の項第七号及び第九号に掲げる事務(徳山ダムに係るものに限る。)とする。

第十三条中「都市建築部に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同条の表公共交通課の項中第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 鉄道及びバス対策に関すること。
 三 リニア中央新幹線に関すること。
 第十三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 都市建設部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
都市政策課	政策企画係、管理調整係、土地計画調査係、地域計画係、施設計画係
公共交通課	管理調整係、企画調査係、鉄道・バス係
街路公園課	管理調整係、街路係、市街地整備係、公園係
下水道課	管理調整係、企画管理係、事業係
建築指導課	管理調整係、企画宅建係、建築指導係、建築安全係、構造審査係
公共建築住宅課	管理調整係、県営住宅係、企画係、公営住宅係、建築第一係、建築第二係、県有施設耐震対策係、電気設備係、機械設備係
水道企業課	管理調整係、県営水道係、工業用水係

第十三条の二第二項の表総務企画課の項第四号中「報道・振興課」を「報道課」に改め、同表報道・振興課の項中「報道・振興課」を「報道課」に改め、同項第二号を削り、同項の次に次のように加える。

連携振興課	一 ぎふ清流国体及びぎふ清流大会に係る市町村及び各種団体等との連携及び調整に関すること。
-------	--

第十三条の二第二項の表施設調整課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項の次に次のように加える。

運営調整課	一 ぎふ清流国体及びぎふ清流大会の宿泊及び衛生に関すること。 二 ぎふ清流国体及びぎふ清流大会の開会式会場及び閉会式会場の整備運営等に関すること。
-------	--

第十三条の二に次の一項を加える。
 3 前二項に規定する課及び企画調整室の事務を分掌させるため、当該各課及び企画調整室に必要な担当を置く。
 第十四条第三項中「出納事務局に置く課及びその」を「前項に規定する課の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 出納事務局に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
出納管理課	管理調整係、企画指導係、資金・国費係、総合財務係、会計管理係、用度係、審査係

第十五条中「報道・振興課、施設調整課」を「報道課、連携振興課、施設調整課、運営調整課」に改める。
 第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十八条第一項中「農政部、林政部」を「商工労働部、農政部、県土整備部、都市建設部」に改め、同条第二項中「農政部及び林政部」を「商工労働部、農政部及び都市建設部」に、「技術」を「技術」に改め、「事務を」の下に「県土整備部及びぎふ清流国体推進局に置かれる次長のうち一人は上司の命を受け、部内の特に命ぜられた事務を、それぞれ」を加える。

第二十条第一項の表一の項中「総務事務センター」にあつては、「センター長」を「原子力防災室にあつては室長、総務事務センター」にあつては「センター長」に改め、同表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 係（必要と認められるものに限る。）	係長
---------------------	----

第二十条第五項中「担当総括」を「係長及び担当総括」に、「担当の」を「係又は担当の」に改める。

第二十四条の表知事直轄組織の部秘書広報総括監の項中「及び広報」を「広報及び行政管理」に改め、同部危機管理副統括監の項中「一人」を「二人」に改め、同部次長（震災対策検証委員会事務局担当）の項を削り、同表環境生活部の部次長（環境担当）

の項及び商工労働部の部を削る。
第二十六条の表総務事務センターの部の次に次のように加える。

環境生活政策課	消費生活対策監	一人	上司の命を受け、消費生活に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	---------	----	--------------------------------

第二十六条の表地域振興課の部及び医療整備課の部県立病院・看護大学法人企画監の項を削り、同表中

農業研究企画監	一人	上司の命を受け、農業に関する研究の推進
---------	----	---------------------

その他特に命ぜらるるを

農業研究企画監	一人	上司の命を受け、農業に関する研究した事務を処理する。
検査監	十二人	上司の命を受け、建設事業の査察指
副検査監	三人	上司の命を受け、建設事業の査察指

の推進その他特に命ぜらるるを

林政課	技術総括	一人	上司の命を受け
県産材流通課	間伐材流通対策監	一人	上司の命を受け、建設事業の査察指し特に命ぜられた

、部内の技術の総合調整に関し特に命ぜらるる。、間伐材の流通と安定供給体制の構築に関する事務を処理する。

林政課	技術総括	一人	れ
	検査監	十四人	務
	副検査監	三人	務

森林整備課	森林経営対策監	一人	そ
-------	---------	----	---

上司の命を受け、部内の技術の総合調整に関し特に命ぜられた事務を処理する。

上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。

上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。

上司の命を受け、森林経営に係る計画の調整及び施業監視の他特に命ぜられた事務を処理する。

入札制度及び建設技術企画監	一人	を
---------------	----	---

一人

上司の命を受け、入札制度及び建設技術に関する企画及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。

建設技術企画監	一人	を
検査監	一人	を
副検査監	一人	を

一人

上司の命を受け、入札制度及び建設技術に関する企画及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。

十九人

上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。

六人

上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。

に改め、同

表都市政策課の部の次に次のように加える。

公共交通課	リニア推進対策監	一人	上司の命を受け、リニア中央新幹線に係る企画及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----------	----	---

第二十六条の表水道企業課の部中「県営水道企画監」を「県営水道経営企画監」に、

「の企画」を「の経営企画」に改め、同表中

農政課		林政課		技術検査課	
検査監	副検査監	検査監	副検査監	検査監	副検査監
十三人	二人	十五人	二人	二十人	六人
を処理 上司	を処理 上司	を処理 上司	を処理 上司	を処理 上司	を処理 上司

- の命を受け、建設事業の調査指導、工事の検査等の事務する。
- の命を受け、建設事業の調査指導、工事の検査等の事務する。
- の命を受け、建設事業の調査指導、工事の検査等の事務する。
- の命を受け、建設事業の調査指導、工事の検査等の事務する。
- の命を受け、建設事業の調査指導、工事の検査等の事務する。
- の命を受け、建設事業の調査指導、工事の検査等の事務する。

を削り、同表総務企画課の

部学校連携企画監の項の次に次のように加える。

地域対策監	五人	上司の命を受け、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会の圏域別の市町村連携関係の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	---

第二十六条の表ぎふ清流大会推進課の部を削る。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

第二十八条の三 本庁に係長五人以内を置く。

2 前項に規定する係長は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十九条第一項の表一の項中「百人以内」を「三百五十人以内」に改め、同表二の項中「百人以内」を「二百人以内」に改め、同表五の項中「五百人以内」を「三百人以内」に改め、同表六の項中「二百五十人以内」を「百五十人以内」に改める。

第三十条の表観光・ブランド振興課の部を削り、同表障害福祉課の部岐阜県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

岐阜県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------------------	---

第三十条の表子ども家庭課の部岐阜県児童福祉審議会の項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同表地域福祉国保課の部の次に次のように加える。

産業技術課	岐阜県職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------	--

第三十条の表労働雇用課の部を次のように改める。

観光課	飛騨・美濃の観光を考える委員会	みんなてつくる観光王国飛騨・美濃条例（平成十九年岐阜県条例第三十九号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----	-----------------	--

第三十一条を次のように改める。

（課及び係の設置）

第三十一条 次の表の上欄に掲げる振興局等条例第一条第一項に規定する振興局に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

振興局	課	係
岐阜県岐阜振興局	振興課	管理調整係、振興・防災係、産業労働係

第三十二条第二項を次のように改める。
 2 前項の事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

興局、岐阜県西濃振興局	出納課	会計指導係
	環境課	環境保全係、廃棄物対策係
二 岐阜県中濃振興局	福祉課	地域福祉係、生活福祉係
	振興課	管理調整係、振興・防災係、産業労働係
三 岐阜県東濃振興局	出納課	会計指導係
	環境課	環境保全係、廃棄物対策係
四 岐阜県飛騨振興局	福祉課	福祉係
	振興課	管理調整係、振興・防災係、観光係、産業労働係
課	振興課	管理調整係、振興・防災係、産業労働係
	出納課	会計指導係
環境課	環境保全係	
福祉課	福祉係	

第三十三条の表一の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表四の項第十号中「こと」の下に「(東濃振興局恵那事務所を除く。)」を加え、同表五の項第一号中「第二十三号から第三十二号まで」を「第二十二号から第三十一号まで」に改め、同項を同表七の項とし、同項の前に次のように加える。

五 地域福祉課	1 圏域の地域福祉施策の企画調整及び推進に関すること。 2 四の項第二号、第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務
六 生活福祉課	1 圏域の生活福祉施策の企画調整及び推進に関すること。 2 四の項第三号、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事務

第三十四条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第三十四条 次の上欄に掲げる振興局等条例第二条第一項に規定する県税事務所に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

一 岐阜県岐阜県	課	係
	総務課	管理調整係、収納係
二 岐阜県西濃県	課	係
	徴収課	調査管理係、初動整理係、徴収第一係、徴収第二係、徴収第三係、特別整理係
三 岐阜県東濃県	課	係
	徴収課	個人事業税係、法人事業税第一係、法人事業税第二係、不動産取得税第一係、不動産取得税第二係、間税第一係、間税第二係
四 岐阜県飛騨県	課	係
	徴収課	管理収納係、徴収第一係、徴収第二係、事業第一係、事業税第二係、不動産取得税係
五 岐阜県中濃県	課	係
	徴収課	管理収納係、徴収第一係、徴収第二係、事業税係、不動産取得税係、間税係
六 岐阜県東濃県	課	係
	徴収課	管理収納係、徴収第一係、徴収第二係、事業税係、不動産取得税係、間税係
七 岐阜県飛騨県	課	係
	徴収課	管理収納係、徴収第一係、徴収第二係、事業税係、不動産取得税係、間税係

税事務所		税係、間税係	
<p>第三十六条を次のように改める。 (課及び係の設置) 第三十六条 振興局等条例第二十一条第一項に規定する自動車税事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、同表の下欄に掲げる係を置く。</p>			
課	係	課	係
県税課	管理調整係、収納係、課税第一係、課税第二係		
<p>第三十八条を次のように改める。 (課及び係の設置) 第三十八条 次の表の上欄に掲げる振興局等条例第三条第一項に規定する保健所に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。</p>			
保健所	課	保健所	係
一 岐阜県岐阜保健所	総務課 生活衛生課 健康増進課	管理調整・医事係 生活衛生係、試験検査係 保健予防第一係、保健予防第二係、保健指導第一係、保健指導第二係	
二 岐阜県西濃保健所及び岐阜県飛騨保健所	総務課 生活衛生課 健康増進課	管理調整・医事係 食品指導係、薬事・衛生指導係、試験検査係 保健予防第一係、保健予防第二係、保健指導第一係、保健指導第二係	
三 岐阜県関保健所	総務課 生活衛生課 健康増進課	管理調整・医事係 食品指導係、薬事・衛生指導係 保健予防第一係、保健予防第二係、保健指導第一係、保健指導第二係	
四 岐阜県中濃保健所	生活衛生課 健康増進課	管理調整係、生活衛生係 保健予防係、保健指導係	

五 岐阜県東濃保健所		総務課	管理調整・医事係
六 岐阜県恵那保健所		生活衛生課 健康増進課	生活衛生係、試験検査係 保健予防係、保健指導係
七 岐阜県中津川保健所		生活衛生課 健康増進課	管理調整係、食品指導係、薬事・衛生指導係 保健予防係、保健指導係
<p>第三十九条第二項中「生活衛生課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係及び生活衛生係を」を加える。 第四十条の表一の項第四号中「(関係保健所を除く。次号から第九号までにおいて同じ。)」を削り、同表二の項第十九号中「並びに第九号」を削り、同項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。 21 一の項第九号に掲げる事務(恵那保健所及び保健所に置かれる事務所に限る。) 第四十条の表三の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。 14 一の項第九号に掲げる事務(中濃保健所に限る。) 第四十条の表三の項中第十五号を削る。 第四十一条を次のように改める。 (課及び係の設置) 第四十一条 次の表の上欄に掲げる岐阜県児童相談所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和三十四年岐阜県条例第三十号)に規定する子ども相談センターに同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。</p>			
子ども相談センター	課		係
一 岐阜県中央子ども相談センター	総務課 家庭支援第一課 家庭支援第二課 保護課	管理調整係 家庭支援係 家庭支援係 保護係	

		<p>二 岐阜県西濃農 林事務所</p>				<p>一 岐阜県岐阜農 林事務所及び岐 阜県可茂農林事 務所</p>		<p>農林事務所 課</p>		<p>二 岐阜県西濃子 ども相談センタ ー、岐阜県中濃 子ども相談セン ター、岐阜県東 濃子ども相談セ ンター及び岐阜 県飛騨子ども相 談センター</p>		<p>家庭支援課</p>		<p>家庭支援係</p>	
林業課	農地整備課	農業普及課	農業振興課	総務課	林業課	農地整備課	農業普及課	総務課	管理調整係	農務係、畜産係	水田経営指導係、野菜指導係、果樹特産指導係	林務第一係、林務第二係、治山係	管理調整係	農務係、畜産係	水田経営指導係、野菜指導係、果樹特産指導係
<p>2 前項に定めるもののほか、子ども相談センター（中央子ども相談センターを除く）に管理調整係を置く。 第四十四条を次のように改める。 （課及び係の設置） 第四十四条 次の表の上欄に掲げる振興局等条例第四条第一項に規定する農林事務所に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。</p>															
<p>八 岐阜県下呂農 林事務所</p>		<p>七 岐阜県恵那農 林事務所</p>		<p>六 岐阜県東濃農 林事務所</p>		<p>五 岐阜県郡上農 林事務所</p>		<p>四 岐阜県中濃農 林事務所</p>		<p>三 岐阜県揖斐農 林事務所</p>		<p>総務課</p>		<p>管理調整係</p>	
農業振興課	総務課	林業課	農地整備課	農業普及課	農業振興課	総務課	林業課	農地整備課	農業普及課	農業振興課	総務課	林業課	農地整備課	農業普及課	農業振興課
農務・畜産係	管理調整係	森林管理係	林務第一係、林務第二係、林道係、治山係	計画調整係、農地整備係、農村整備係	水田経営指導係、野菜指導係、果樹特産指導係	農務係、畜産係	林務係、治山係	普及指導係	農務・畜産係、農地整備係	管理調整係	林務第一係、林務第二係、治山係	管理調整係	農務・畜産係	普及指導係	計画調整係、農地整備係、農村整備係

九 岐阜県飛騨農 林事務所		農業普及課	普及指導係
		農地整備課	計画調整係、農地整備係
		林業課	林務係、治山係
		総務課	管理調整第一係、管理調整第二係
		農業振興課	農務係、畜産係
		農業普及課	水田経営指導係、野菜指導係、果樹特産指導係
		農地整備課	計画調整係、農地整備係、農村整備第一係、農村整備第二係
		林業課	林務第一係、林務第二係、林道係、治山第一係、治山第二係、森林管理係

第四十五条第一項の表二の項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

1 所管区域の農業施策の企画調整及び推進に関すること。

第四十五条第一項の表四の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表五の項第十七号中「及び可茂農林事務所」を、「可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所」に改め、同項第十八号中「及び施行」を、「施行及び治山事業施行地の維持管理」に改める。

第四十六条を次のように改める。

(設置)

第四十六条 岐阜県病害虫防除所の名称、位置及び所管区域等に関する条例(昭和三十四年岐阜県条例第三十一号)第一条に規定する病害虫防除所に企画防除第一係及び企画防除第二係を置く。

2 病害虫防除所に置かれる支所の所管区域は、次の表のとおりとする。

事務所	所管区域
岐阜県病害虫防除所飛騨支所	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

第四十七条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる振興局等条例第五条第一項に規定する家畜保健衛生所に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

家畜保健衛生所	課	係
一 岐阜県岐阜家畜保健衛生所	保健衛生課	管理調整係、防疫係、保健衛生係、病性鑑定第一係、病性鑑定第二係
二 岐阜県西濃家畜保健衛生所、岐阜県中濃家畜保健衛生所及び岐阜県東濃家畜保健衛生所	保健衛生課	管理調整係、防疫係、保健衛生係
三 岐阜県飛騨家畜保健衛生所	保健衛生課	管理調整係、防疫係、保健衛生係、生産衛生係

第五十条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第五十条 次の表の上欄に掲げる土木事務所と同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

土木事務所	課	係
一 岐阜県岐阜土木事務所	総務課 施設管理課 用地課 道路建設課 道路維持課 河川砂防課 都市整備課	管理調整係、契約係 道路管理第一係、道路管理第二係、河川砂防管理係 用地第一係、用地第二係 道路建設第一係、道路建設第二係 道路維持第一係、道路維持第二係、交通安全防疫係 河川砂防第一係、河川砂防第二係、河川砂防第三係 都市整備係

十一 岐阜県古川土木事務所		河川砂防課	河川砂防係
総務課		管理調整係、施設管理係	
用地課		用地係	
道路建設課		道路建設係	
道路維持課		道路維持係、交通安全防災係	
河川砂防課		河川砂防係	

第五十一条の表七の項第三号中「及び下呂土木事務所」を、「下呂土木事務所及び高山土木事務所」に改める。

第五十二条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「建築課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、建築指導係を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、建築事務所に管理調整係を置く。

第五十四条第二項の表中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 岐阜県工業技術研究所

関市

第五十五条第一項の表中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 工業技術研究所

- 1 工業（機械・金属及び航空機等の成長産業に関する製造業をいう。以下この項において同じ。）に関する試験研究及び調査に関すること。
- 2 工業に関する原料、材料及び製品の試験及び分析に関すること。
- 3 工業に関する技術指導並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 4 工業に関する技術者研修その他の人材の育成に関すること。
- 5 工業系試験研究機関の技術連携及び広報に関すること。
- 6 ぎふ技術革新センターに関すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、工業に関する技術の向上に関すること。

第五十五条第一項の表十一の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 林業の普及指導に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第五十六条第一項を次のように改める。
次の表の上欄に掲げる試験研究機関に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

試験研究機関	課	係
保健環境研究所、 農業技術センター 及び畜産研究所	総務課	管理調整係
工業技術研究所	企画調整課	管理調整係、技術連携係

第五十六条第二項の表三の項を削り、同表二の項中「環境・化学研究所、繊維研究所、食品研究所、紙研究所」を「環境・化学部、繊維部、食品部、紙業部」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 工業技術研究所

機械部、金属部、複合材料部

第五十六条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 産業技術センター、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所、中山間農業研究所、河川環境研究所及び森林研究所（次条第二項において「産業技術センター等」という。）に、管理調整係及び普及企画係（森林研究所に限る。）を置く。

企画調整課

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 工業系試験研究機関の技術連携及び広報に関すること。 |
| 2 | ぎふ技術革新センターの運営に関すること。 |
| 3 | 総務課の項第一号から第三号までに掲げる事務 |

第五十七条第二項中「総務課が置かれない試験研究機関」を「産業技術センター等」に改める。

第五十八条に次の一項を加える。

2 消防学校に管理調整係及び教育訓練係を置く。

第六十一条の見出しを削り、同条中「研修課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係及び研修係を」を加える。
第六十三条に次の一項を加える。

2 歴史資料館に管理調整係及び資料係を置く。
第六十六条の見出しを削り、同条中「総務課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係、調査係及び振興係を」を加える。
第四章第三節第五款及び第六款を次のように改める。

第五款及び第六款 削除

第六十八条から第七十三条まで 削除

第八十六条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「総務課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、衛生専門学校に教務係を置く。

第八十七条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十九条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「総務課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、看護専門学校に教務係を置く。

第九十条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第九十五条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第九十五条 精神保健福祉センターに次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
保健福祉課	保健福祉係

第九十八条の見出しを削り、同条中「総務課 検査指導課及び精密検査課」を「次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同条に次の表を加える。

課	係
総務課	管理調整係
検査指導課	検査指導第一係、検査指導第二係、検査指導第三係
精密検査課	精密検査係

第一百一条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「相談判定課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係及び相談判定係を」を加える。

第六十六条の表一の項第一号から第五号までの規定中「し体不自由児」を「入所障害児」に改め、同項第六号中「し体不自由者」を「障害児」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項に次の一号を加える。

8 児童発達支援センターに関すること。

第七十七条第一項中「及び発達障害者支援センター」を「発達障害者支援センター及び児童発達支援センター」に改め、同条第二項中「に総務課を、同項の医療部に訓練指導課を」及び医療部にそれぞれ次の表に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同項に次の表を加える。

区分	課	係
事務局	総務課	管理調整係、支援係
医療部	訓練指導課	訓練第一係、訓練第二係

第七十七条第三項中「指導課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、指導係を」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の発達障害者支援センターに相談係を、児童発達支援センターに通園係を置く。

第七十七条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、わかあゆ学園に管理調整係を置く。

第八十八条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四章第三節第十九款中第九十九条の次に次の一条を加える。

(係の設置)

第九十九条の二 女性相談センターに相談係を置く。

第一百十条に次の一項を加える。

2 計量検定所に検査係及び検定係を置く。
 第四章第三節第二十一款から第二十四款までを次のように改める。
 第二十一款 国際たくみアカデミー

(所掌事務)
 第一百二十二条 国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例(平成十五年岐阜県条例第四十一号)第一条並びに岐阜県立職業能力開発校条例(平成二十三年岐阜県条例第十八号)第一条及び第二条に規定する国際たくみアカデミー職業能力開発校の所掌事務は、職業能力開発促進法第十五条の六に規定する事務とする。
 (事務局等の設置)

第一百十三条 国際たくみアカデミーに管理部及び指導部を置く。
 2 前項の管理部及び指導部にそれぞれ次の表に掲げる課等を置き、当該課等の事務を分掌させるため、当該課等にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

指導部	区分	課等	係
	管理部	教務・開発援助課	教務・開発援助係
	助課		
	生産技術科	生産技術科	生産技術係
指導部	建築科	建築科	建築係
	訓練第一課	設備システム係、住宅建築係	
	訓練第二課	自動車エンジニア係	

3 前項に定めるもののほか、第一項の管理部に管理調整係を置く。
 (課等の分掌事務)
 第一百十四条 前条に規定する課等の分掌事務は、次の表のとおりとする。

一 管理部	区分	分掌事務
	教務・開発援助課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育の実施計画に関すること。 2 学生募集及び入学試験に関すること。 3 入学、退学、修了その他学生に関すること(指導部の所掌に属するものを除く。) 4 在職者職業訓練に関すること。 5 職業訓練委託に関すること。

6 前二号に掲げるもののほか、職業能力開発の援助に関すること。

二 指導部	生産技術科	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度職業訓練(生産技術科)に関すること。 2 生産技術科に属する教室、実習場及び機械器具運用に関すること。 3 学生(生産技術科の学生に限る。)(就職支援及び進路指導に関すること。
	建築科	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度職業訓練(建築科)に関すること。 2 建築科に属する教室、実習場及び機械器具の運用に関すること。 3 学生(建築科の学生に限る。)(就職支援及び進路指導に関すること。
	訓練第一課	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通職業訓練(短期課程)に関すること。 2 訓練第一課に属する教室、実習場及び機械器具の運用に関すること。 3 学生(設備システム科及び住宅建築科の学生に限る。)(就職支援及び進路指導に関すること。
	訓練第二課	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通職業訓練(普通課程)に関すること。 2 訓練第二課に属する教室、実習場及び機械器具の運用に関すること。 3 学生(自動車エンジニア科の学生に限る。)(就職支援及び進路指導に関すること。

2 前項に規定するもののほか、国際たくみアカデミーにおいて処理する事務は、次のとおりとする。
 一 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
 二 県有財産及び物品の管理に関すること。
 三 生産物の売払に関すること。

第二十二款 木工芸術スクール
 (所掌事務)
 第一百十五条 岐阜県立職業能力開発校条例第一条及び第二条に規定する木工芸術スクールの所掌事務は、職業能力開発促進法第十五条の六に規定する事務とする。
 (課及び係の設置)

第百十六条 木工芸術スクールに訓練課を置き、同課の事務を分掌させるため、木工係及び建築係を置く。

2 前項に定めるもののほか、木工芸術スクールに管理調整係を置く。
(課の分掌事務)

第百十七条 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
訓練課	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通職業訓練に関すること。 2 事業内職業訓練の援助に関すること。 3 前二号に掲げるもののほか、職業能力開発に関すること。

2 前項に規定するもののほか、木工芸術スクールにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

- 1 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
- 2 県有財産及び物品の管理に関すること。
- 3 生産物の売払いに關すること。

第二十三款 情報科学芸術大学院大学
(事務局等の設置)

第百十八条 情報科学芸術大学院大学条例(平成十二年岐阜県条例第六十六号)第一条に規定する情報科学芸術大学院大学に事務局、図書館及び産業文化研究センターを置く。

2 前項の事務局にそれぞれ次の表に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
教務課	教務係

3 第一項の図書館に図書係を、産業文化研究センターに研究係を置く。
(事務局等の分掌事務)

第百十九条 前条に規定する事務局等及び課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

区分	分掌事務
----	------

一 事務局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 教職員及び学生の福利厚生に関すること。 4 教育機器の運用及び教材に関すること。 5 学内の他の所掌に属さない事務に関すること。
-------	-----	--

二 図書館	教務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関すること。 2 学生募集及び入学試験に関すること。 3 学生の入学、退学、卒業その他身分取扱いに関すること。 4 教授会に関すること。 5 共同研究等に関すること。 6 学生の就職指導及び学生生活に関すること。 7 客員芸術家及び留学生に関すること。 8 図書館に関すること。 9 産業文化研究センターに関すること。
-------	-----	--

三 産業文化研究センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 地元産業界及び地方公共団体等との産学官連携事業の支援に関すること。 2 産業支援機関、大学等との連携及び学内での横断的研究の企画調整に関すること。 3 地域のまちづくり及び文化活動の支援に関すること。 4 情報科学芸術大学院大学の広報戦略に関すること。
--------------	--	---

第二十四款 岐阜県旅券センター
(設置)

第百二十条 旅券に関する事務を行うため、岐阜市に岐阜県旅券センターを設置する。

2 旅券センターに管理調整係及び旅券係を置く。
(所掌事務)

第百二十一条 旅券センターの所掌事務は、旅券に関することとする。

2 前項に規定するもののほか、旅券センターにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

- 一 センター内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
- 二 県有財産及び物品の管理に関すること。

第二百二十七条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「畜産指導課」の下に「を置き、次の表の上欄に掲げる課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」を加え、同条に次の表を加える。

課	係
総務課	管理調整係
教務課	教務係

第二百二十九条中「指導課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、指導係及び教務係を」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、国際園芸アカデミーに管理調整係を置く。
- 第二百三十条中「前条」を「前条第一項」に改める。
- 第二百三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の事務局に管理課を置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係及び教務係を置く。

第二百三十二条の表管理課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百三十四条の見出しを削り、同条中「用地課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、用地係を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、東海環状自動車道事務所に管理調整係及び事業調整係を置く。

第二百三十五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二百四十二条の見出しを削り、同条中「工務課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、工務係を」を加える。

第二百四十五条の見出しを削り、同条中「工務課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、工務係を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、宮川上流河川開発工事事務所に管理調整係を置く。

第四百四十六条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四百四十八条の見出しを削り、同条中「建設課を」の下に「置き、同課の事務を分掌させるため、建設係を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所に管理調整係及び用地係を置く。

第四百四十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「及び用地の取得」を削る。
第五百十一条の見出しを削り、同条中「総務課、建設課及び維持管理課」を「次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同条に次の表を加える。

課	係
総務課	管理調整係
建設課	建設係
維持管理課	維持管理係

第五百三十三条第二項の表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

- 一 岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場 美濃加茂市

第五百三十三条に次の一項を加える。

3 前項の浄水場に浄水係及び施設管理係を置く。

第五百五十四条の見出しを削り、同条中「総務課、企画管理課、施設課及び水質検査課」を「次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同条に次の表を加える。

課	係
総務課	管理調整係、契約係
企画工務課	企画調整係、工務第一係、工務第二係
水質管理課	企画検査係、水質第一係、水質第二係

第五百五十五条第一項の表二の項中「企画管理課」を「企画工務課」に改め、同項第二号中「東濃地域における送水施設の維持管理」を「施設の建設」に改め、同項第三号を

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 185 312 398">組織</td> <td data-bbox="256 398 312 1115">職</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 185 256 398">一 管理部長</td> <td data-bbox="201 398 256 1115">管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 185 201 398">二 指導部長</td> <td data-bbox="153 398 201 1115">指導部長</td> </tr> </table>	組織	職	一 管理部長	管理部長	二 指導部長	指導部長	<p>第百六十四条 次の表の組織の欄に掲げる国際たぐみアカデミーの組織に、それぞれ同表の職の欄に掲げる職を置く。</p>	<p>第百六十三条第二項中「及び発達障害者支援センター長」を「発達障害者支援センター長及び児童発達支援センター長」に、「又は発達障害者支援センター」を「発達障害者支援センター又は児童発達支援センター」に改める。</p> <p>第百六十五条を削り、第百六十四条を第百六十五条とし、第百六十三条の次に次の一条を加える。</p> <p>第百六十四条 次の表の組織の欄に掲げる国際たぐみアカデミーの組織に、それぞれ同表の職の欄に掲げる職を置く。</p>	<p>三 生産技術科及 科長 び建築科</p> <p>第百六十六条を次のように改める。</p> <p>第百六十六条 削除</p> <p>第百六十九条第一項の表六の項組織の欄中「担当」を「係」に改め、同項「担当総括」を「係長」に改め、同条第三項中「担当総括」を「係長」に改める。</p> <p>第百七十一条の表二の部指導検査監の項中「各一人」の下に「(高山土木事務所にあつては二人)」を加え、同表四の部副校長の項を削り、同表九の部人数の欄中「十八人」を「十九人」に改め、同表中十の部を削り、十一の部を十の部とし、十二の部を十一の部とする。</p> <p>第百七十二条第一項の表五の項中「百人以内」を「三百人以内」に改め、同表六の項中「二百十人以内」を「四百人以内」に改め、同表十の項中「七百人以内」を「四百人以内」に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「四百人以内」を「三百人以内」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項中「七百人以内」を「五百人以内」に改め、同項を同表九の項とし、同表中七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。</p>	<p>五 児童発達支援センター</p> <p>児童発達支援センター長</p> <p>第百六十三条第一項の表に次のように加える。</p> <p>第百六十三条第一項の表三の項中「国際情報科学芸術アカデミー」を削る。</p> <p>第百五十七条第一項の表三の項中「濃農林事務所及び揖斐農林事務所にあつては、二人」の下に「(岐阜農林事務所、西濃農林事務所及び揖斐農林事務所にあつては、二人)」を加え、同項を同表三の項とし、同表五の項中「(岐阜土木事務所、大垣土木事務所、美濃土木事務所及び下呂土木事務所にあつては、二人)」を削り、同項を同表四の項とし、同表中六の項から九の項までを一項ずつ繰り上げる。</p> <p>第百六十三条第一項の表に次のように加える。</p>	<p>七 係長</p> <p>五人以内</p> <p>第百七十四条の表四の項中「八十人以内」を「百人以内」に改め、同表五の項中「百人以内」を「八十人以内」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>削り、同表三の項を削り、同表四の項中「水質検査課」を「水質管理課」に改め、同項第一号中「水処理施設に関する試験研究、調査及び指導」を「水質の管理及び検査」に改め、同項第二号中「水質検査」を「水処理に関する試験研究、調査及び指導」に改め、同項を同表三の項とし、同条第二項第一号及び第二号中「及び浄水」を「浄水及び送水」に改め、同項第三号を次のように改める。</p> <p>三 可茂地区の工業用水道の建設及び維持管理並びに工業用水の供給に関すること(東部広域水道事務所山之上浄水場に限る。)</p> <p>第四章第四節を次のように改める。</p> <p>第四節 削除</p> <p>第百五十六条 削除</p>	<p>三 可茂地区の工業用水道の建設及び維持管理並びに工業用水の供給に関すること(東部広域水道事務所山之上浄水場に限る。)</p> <p>第四章第四節を次のように改める。</p> <p>第四節 削除</p> <p>第百五十六条 削除</p> <p>第百五十七条第一項の表三の項中「国際情報科学芸術アカデミー」を削る。</p> <p>第百六十条の表三の項を削り、同表四の項中「二人」の下に「(岐阜農林事務所、西濃農林事務所及び揖斐農林事務所にあつては、二人)」を加え、同項を同表三の項とし、同表五の項中「(岐阜土木事務所、大垣土木事務所、美濃土木事務所及び下呂土木事務所にあつては、二人)」を削り、同項を同表四の項とし、同表中六の項から九の項までを一項ずつ繰り上げる。</p> <p>第百六十三条第一項の表に次のように加える。</p>
組織	職												
一 管理部長	管理部長												
二 指導部長	指導部長												
	<p>告 示</p> <p>岐阜県告示第百七十号の二 岐阜県表彰規程(平成十一年岐阜県告示第七百三十九号)の一部を次のように改正する。</p>												

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監（秘書広報統括監を置かない場合）については、秘書広報統括監」に改める。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「第二十条第一項の表三の項」を「第二十条第一項の表四の項」に改め、同号を同条第十三号の二とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二 係長 組織規則第二十条第一項の表三の項に規定する係長（係長が置かれない係にあつては、当該係に属する組織規則第二十九条第一項の表一の項から四の項までに規定する課長補佐、技術課長補佐、主査又は技術主査のうち最も上席のもの）をいう。

第二条第十五号中「第百六十六条第一項」を「第百六十四条第一項」に改め、同条第

十六号中「担当総括」を「係長」に、「担当」を「係」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「担当総括」を「係長及び担当総括」に改める。

第十条第三項中「規定による」の下に「係長及び」を、「ものについては」の下に「係長又は」を加える。

第十二条中「規定による」の下に「係長及び」を加え、「担当総括」を「係長」に改める。

第十六条第一項の表課長専決事項である事務の項中「担当総括」を「係長又は担当総括」に改める。

第二十条中「担当総括」を「係長」に、「担当にあつては、当該担当」を「係にあつては、当該係」に改める。

別表第三十八の項部長専決事項の欄第六号を削る。

別表第三広報課の表の次に次の一表を加える。

行政管理課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 岐阜県行政監察規程（昭和五十二年訓令甲第十四号。以下この項中「規程」という。）の施行事務			1 規程第五条の行政監察の通知

別表第三財政課の表二の項課長専決事項の欄第一号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同表五の項部長専決事項の欄第二号中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同項課長専決事項の欄第五号中「第二十八条」を「第三十七条」に改め、同欄中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第三人事課の表五の項を次のように改める。

五 職員の休業の承認等に関する事務（地方公務員の育児休業等に関する法律	1 育休法第二条第一項の部長等の育児休業の承認及び第五条第二項の承認の取消し	1 部長専決事項を除く育休法、地公法、修学条例及び自己啓発等条
	2 育休法第十条第一項	

<p>二十 過疎地域自立促進特別措置</p>	<p>別表第三行政改革課の表を削る。 別表第三総務事務センターの表四の項課長専決事項の欄第二号中「第二十九条の二の十一の三」を「第二十九条の二の十一」に改める。 別表第三市町村課の表一の項部長専決事項の欄第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表二の項課長専決事項の欄第四号中「第十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第七条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 2 法第五条の三第六項の地方債の届出の受付及び令第十七条第三項の総務大臣への報告 別表第三市町村課の表中二十の項を二十四の項とし、十七の項から十九の項までを四項ずつ繰り下げ、同表中十六の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。</p>	<p>(以下この項中「育休法」という。)、地方公務員法(以下この項中「地公法」という。)、岐阜県職員研修学分休業に関する条例(平成十八年条例第九号。以下この項中「修学条例」という。)、及び岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十四年条例第二号)以下この項中「自己啓発等条例」という。)(の施行事務)</p>
<p>1 法第五条第一項の県の方針の策定</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の</p>	<p>の部長等の育児短時間勤務の承認及び第十二条の承認の取消し 3 地公法第二十六条の二第一項の部長等の修学部分休業の承認及び修学条例第四条の承認の取消し 4 地公法第二十六条の五第一項の部長等の自己啓発等休業の承認及び同条第五項の承認の取消し</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の</p>	<p>例の施行に関する事務(育児部分休業に関する事務を除く。)</p>	<p>例の施行に関する事務(育児部分休業に関する事務を除く。)</p>
<p>十一 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十二号。以下この項中「法」という。)(の施行事務)</p>	<p>別表第三市町村課の表中十一の項を十三の項とし、十の項の次に次のように加える。 11 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号。以下この項</p>	<p>法(平成十二年法律第十五号。以下この項中「法」という。)(の施行事務)</p> <p>15 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号。以下この項中「法」という。)(の施行事務)</p> <p>1 法第七条第二項の振興山村指定申請書の提出</p> <p>1 法第七条第二項の振興山村の指定及び法第八条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の山村振興計画の作成等についての協議)</p>
<p>1 法第三条第六項の県の計画の策定 2 令第三条の市町村の計画の送付</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>

<p>中「法」といひ)及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百一号。以下この項中「令」といふ。)の施行事務</p>			
--	--	--	--

別表第三観光・ブランド振興課の表及び地域振興課の表を削る。

別表第三環境生活政策課の表十四の項部長専決事項の欄第五号を削り、同欄第四号中「第四十一条の」の下に「特定非営利活動法人に対する」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十三条第三項並びに第四十三条第一項及び第二項の特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

別表第三環境生活政策課の表十四の項部長専決事項の欄第六号を次のように改める。

6 法第四十四条第一項の認定特定非営利活動法人の認定

別表第三環境生活政策課の表十四の項部長専決事項の欄に次の六号を加える。

7 法第五十一条第二項の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

8 法第五十八条第一項の仮認定特定非営利活動法人の仮認定

9 法第六十三条第一項及び第二項の認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人(以下この項中「認定特定非営利活動法人等」といふ。)の合併の認定

10 法第六十五条第四項の認定特定非営利活動法人等に対する改善命令

11 法第六十六条第一項の認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止命令

12 法第六十七条第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の認定特定非営利活動法人等の認定及び仮認定の取消し

別表第三清流の国ぎぶづくり推進課の表二の項事務の種類の中「第二十八号。以下この項」の下に「中「省令」といふ。)の施行事務」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第四条第三項(法第七条第七項、第十二条第五項、第十四条第三項)」を「第四条第四項(法第七条第八項、第十二条第六項、第十四条第四項)」に改め、同欄第二号中

「第七条第四項(法第十二条第五項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。)の公聴会の開催及び法第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、同欄第七号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

別表第三環境管理課の表七の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

2 法第十七条の公害防止計画の作成

別表第三健康福祉政策課の表三の項部長専決事項の欄第一号中「同意」を「協議」に改め、同欄第九号を削る。

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第十四号中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第八項」に改め、同欄第十五号中「第三十条の七」を「第三十条の十一」に改め、同欄第十九号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改める。

別表第三保健医療課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改め、同表六の項部長専決事項の欄第二号中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同欄第三号中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

別表第三生活衛生課の表十七の項部長専決事項の欄第二号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同欄第三号中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

別表第三高齢福祉課の表一の項部長専決事項の欄第八号を削る。

別表第三障害福祉課の表一の項部長専決事項の欄第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第一号中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同号を同欄第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 法第二十一条の五の二十二第三項、第二十一条の五の二十七第三項(第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の十六第三項及び第二十四条の四十第三項の措置命令

2 法第二十一条の五の二十三第一項及び第二十四条の十七第一項の指定の取消し等

別表第三障害福祉課の表二の項課長専決事項の欄第一号中「並びに法第二十七条第二項の身体障害者更生援護施設の設置及び同条第五項の県の養成施設の附置」を削り、同表三の項部長専決事項の欄第八号を削り、同表六の項部長専決事項の欄第一号及び第二号を次のように改める。

1 法第四十九条第四項、第五十一条の四第三項、第五十一条の二十八第四項及び第五十一条の三十三第三項の措置命令

2 法第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十九第一項の指定の取消し等

別表第三子ども家庭課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第六条の三」を「第六条の四」に改め、同欄第二号中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同表二の項部長専決事項の欄第八号を削り、同表四の項部長専決事項の欄第一号中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第三地域福祉国保課の表二の項部長専決事項の欄第八号を削る。

別表第三商工政策課の表中五の項を削り、四の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>七 商工会及び商 工会議所による 小規模事業者の 支援に関する法 律（平成五年法 律第五十一号。 以下この項中 「法」といふ。） の施行事務</p>	<p>1 法第五条第一項の基 盤施設計画の認定 2 法第六条第一項の基 盤施設計画の変更の認 定及び同条第二項の認 定の取消し 3 法第十八条第一項の 連携計画の認定 4 法第十九条第一項の 連携計画の変更の認定 及び同条第二項の認定 の取消し 5 法第二十二條第一項 の報告の徴収</p>	<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>
<p>四 商工会議所法 （昭和二十八年 法律第四百十三 号。以下この項 中「法」といふ。） 及び商工会議所 法施行令（昭和 二十八年政令第 三百十五号。以 下この項中「令」といふ。）の施 行事務</p>	<p>1 法第七条第二項の特 定事業者の基準の引 上げの許可 2 法第十条第二項の法 定台帳の作成期間の延 長 3 法第十条第三項の延 長の通知 4 法第十二条第一項の 負担金の賦課の許可 5 法第四十六条第二項 の定款変更（法第二十</p>	<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>
<p>五 商工会法（昭 和三十五年法律 第八十九号。以 下この項中「法」といふ。）の施 行事務</p>	<p>1 法第二十三條第一項 （法第五十五条の十五 において準用する場合 を含む。）の設立認可 2 法第二十四條（法第 四十四條第四項（法第 四十八條第五項及び法 第五十八條第四項にお いて準用する場合を含 む。）、法第五十二條の 二第五項、法第五十四 條第四項（法第五十八 條第六項において準用 する場合を含む。）及 び法第五十五条の十五 において準用する場合 を含む。）の認可又は 不認可の通知 3 法第四十二條第五項 （法第四十八條第五項</p>	<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>
<p>五条第一号から第四号 まで、第六号から第八 号まで、第十二号から 第十五号まで及び第十 八号に掲げる事項に係 るものを除く。）の認 可 6 法第四十六條第四項 において準用する法第 二十八條の認可の通知 7 法第五十八條第一項 の報告の徴収及び検査 8 法第五十九條第一項 の警告等 9 法第五十九條第四項 の意見の具申 10 令第七条第二項の經 済産業大臣への報告</p>	<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>	

<p>11 法第五十四条の三の清算終了届の受理</p>	<p>10 法第五十四条第一項及び第二項（これらの規定を法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の財産処分の認可</p>	<p>9 法第五十三条（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の清算人の選任</p>	<p>8 法第五十二条の第二項の合併の認可</p> <p>7 法第五十二条第二項（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の解散届の受理</p> <p>6 法第五十一条（法第五十八条第五項において準用する場合を含む。）の報告の徴収及び検査</p> <p>5 法第五十条第一項（法第五十八条第五項において準用する場合を含む。）の定款の変更の認可</p> <p>4 法第四十四条第二項（法第四十八条第五項及び法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の臨時總會招集の承認</p>

別表第三モノづくり振興課の表、商業流通課の表、企業誘致課の表、中小企業課の表及び労働雇用課の表を削る。

別表第三商工政策課の表の次に次の七表を加える。
中小企業課

<p>一 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>	<p>事務の種類</p> <p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第十二条の五の仮理事の選任</p> <p>2 法第三十三条の業務方法書の変更の認可</p> <p>3 法第三十五条第一項の業務等の検査等</p> <p>4 省令第十二条の設立認可申請書等の進達</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
<p>二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>	<p>事務の種類</p> <p>副知事専決事項</p>	<p>1 法第二十四条の六の四第一項の登録の取消し又は業務停止の命令</p> <p>2 法第二十四条の六の五第一項及び法第二十四条の六の六第一項の登録の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

労働雇用課

<p>事務の種類</p> <p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 知事専決事項である法第八条の第二項の特別調整委員の任免及び法第十八条第五号の労働</p>
-----------------------------	---------------	---

<p>二 労働組合法 (昭和二十四年 法律第七十四 号。以下この項 中「法」とい う。)の施行事務</p>		<p>三 中小企業退職 金共済法(昭和 三十四年法律第 百六十号。以下 この項中「法」 という。)の施 行事務</p>	<p>四 障害者の雇用 の促進等に関す る法律(昭和三 十五年法律第百 二十三号。以下 この項中「法」 という。)の施 行事務</p>	<p>五 雇用対策法 (昭和四十一年 法律第三百十二 号。以下この項 中「法」とい う。)及び雇用対策法 施行規則(昭和 四十一年省令第</p>
<p>1 法第十八条第一項の 労働協約の適用の決定</p>			<p>1 法第七条第三項の障 害者雇用対策基本方針 の案に対する意見の具 申</p>	<p>1 省令第十三条第一項 の雇用施策実施方針に 対する意見の具申</p>
<p>委員会への調 停の請求を除 く法の施行に 関する事務</p>	<p>1 知事決裁事 項である法第 十九条の十二 第三項の委員 の任命及び同 条第六項の罷 免並びに部長 専決事項を除 く法の施行に 関する事務</p>	<p>1 法の施行に 関する事務</p>	<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>	<p>1 部長専決事 項を除く法及 び省令の施行 に関する事務</p>
<p>二十三号。以下 この項中「省令」 という。)の施 行事務</p>	<p>六 職業能力開発 促進法(昭和四 十四年法律第六 十四号。以下こ の項中「法」と いう。)の施行 事務</p>	<p>七 勤労青少年福 祉法(昭和四十 五年法律第九十 八号。以下この 項中「法」とい う。)の施行事 務</p>	<p>八 雇用の分野に おける男女の均 等な機会及び待 遇の確保等に関 する法律(昭和 四十七年法律第 百十三号。以下 この項中「法」 という。)の施 行事務</p>	<p>九 地域雇用開発 促進法(昭和六 十二年法律第二 十三号。以下こ の項中「法」と いう。)の施行 事務</p>
<p>1 法第十五条 の六第三項の 施行に関する 事務</p>		<p>1 法の施行に関する事 務</p>	<p>1 法の施行に関する事 務</p>	<p>1 法第五条の地域雇用 開発計画及び法第六条 の地域雇用創造計画の 策定</p>
<p>1 法第四条第一項の改 善計画の認定</p>				<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>
				<p>1 部長専決事 項を除く法の 施行に関する 事務</p>

<p>保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>2 法第五条第一項の改善計画の変更の認定及び同条第二項の認定の取消し</p>	<p>施行に関する事務</p>
<p>企業誘致課 事務の種類 一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号、以下この項中「法」という。）の施行事務 二 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項 1 法の施行に関する事務</p>
<p>産業技術課 事務の種類 一 職業能力開発促進法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>1 法第七条第一項の職業能力開発計画の策定 2 法第七条第五項にお</p>	<p>課長専決事項 1 知事決裁事項である法第三十六条の法</p>
<p>三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第十条第二項の経営革新計画の承認の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>二 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>7 法第九十一条第一項の審議会等への諮問</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>いう。）及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年省令第二十四号、以下この項中「省令」という。）の施行事務</p>		<p>3 法第二十四条第一項の職業訓練の認定及び同条第三項の認定の取消し 4 法第四十条第二項の法人の解散の認可 5 法第四十二条第二項及び第三項の法人の財産の帰属の認可 6 法第九十条において準用する法第六十四条第二項、第七十条第二項及び第七十五条第一号の役員選任の認可、協会の解散の認可及び協会への業務の停止の命令等</p>	<p>人の設立の認可、法第四十二条の法人の設立の認可の取消し並びに法第九十条において準用する法第六十一条及び第七十五条第二号の協会の設立の認可並びに設立の認可の取消し並びに部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務（法第十五条の六第三項の施行に関する事務を除く。）</p>

<p>以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p> <p>四 中小企業経営改革支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成十七年法律第四十七号。以下この項中「旧法」といふ。）の施行事務</p>		<p>1 旧法第五条第一項の研究開発等事業計画の変更の認定及び同条第二項の認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く旧法の施行に関する事務</p>
<p>事務の種類</p> <p>一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号。以下この項中「法」といふ。）及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則（平成十三年省令第四百十六号。以下この項中</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第二条第三項の伝統的工芸品の指定の申請の進達及び法第四条第二項の振興計画の申請の進達等</p> <p>2 法第五条第二項の振興計画の変更の申請の進達等</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
<p>商業流通課</p>			
<p>「省令」といふ。）の施行事務</p> <p>二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>		<p>1 法第四条第一項の地域産業資源の内容の指定</p> <p>2 法第四条第二項の地域産業資源の内容の公表及び主務大臣への通知</p> <p>3 法第六条第二項の意見書の送付</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>事務の種類</p> <p>一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第一百五十五号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p> <p>二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第十五条のあつせん等</p> <p>2 法第十七条の紛争解決のための勧告</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>三 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号。以下この項中「法」といふ。）及び中小</p>		<p>1 法第三十六条の設立の認可、法第六十二条第二項の定款の変更の認可及び法第七十三条第三項の合併の認可</p> <p>2 法第八十五条の措置の命令及び法第八十六条の解散の命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>			

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項	<p>六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第四条第一項の総合効率化計画の認定 2 法第五条第一項の総合効率化計画の変更の認定及び同条第二項の総合効率化計画の認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第三十六条第一項の第一種大規模小売店舗立地法特別区域の指定 2 法第五十五条第一項の第二種大規模小売店舗立地法特別区域の指定</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>四 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第八条第四項の意見の通知 2 法第九条第一項の勸告 3 法第九条第七項の勸告に従わない旨の公表 4 岐阜県大規模小売店舗立地審議会条例（平成十二年条例第二十六号）第一条の審議会への諮問</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>		<p>の認定及び同条第二項の認定の取消し</p>	
				<p>五 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第八条第六項の漁業権行使規則等の制定の認可及び同条第七項の変更等の認可 2 法第十条の漁業権の免許 3 法第十一条第一項及び第十一条の二の漁業権の免許の内容等の事前決定 4 法第十四条第四項、第七項及び第十項の漁業権の共有の請求の認可 5 法第二十一条第二項の漁業権の存続期間の決定 6 法第二十二條第一項の漁業権の分割等の免許</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第十八条の通訳案内士の登録 2 法第二十五条第一項及び第二十六条の通訳案内士の登録の抹消 3 法第三十三条第一項の懲戒及び同条第二項の公開の聴聞の実施</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>					

別表第三農政課の表中五の項を十の項とし、四の項の次に次のように加える。

<p>七 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>六 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県漁船法施行細則(昭和二十六年規則第三十九号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	
<p>1 法第十五条の保護水面の指定の申請等 2 法第三十二条第二項の水産資源保護指導委員の任命</p>		<p>7 法第二十四条第二項の漁業権に関する抵当権の設定の認可 8 法第二十六条第一項の漁業権の移転の認可 9 法第三十四条第一項の漁業権の制限又は条件の付加 10 法第三十七条から第四十条まで並びに第二百二十八条第一項及び第二項の漁業権の取消し等 11 法第七十四条第一項の漁業監督吏員の任命 12 法第二百二十九条第一項及び第三項の遊漁規則の制定等の認可並びに同条第六項の変更の命令</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び規則の施行に関する事務</p>	
<p>別表第三農産物流通課の表一の項部長専決事項の欄中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。</p> <p>1 法第六条第一項の県卸売市場整備計画の策定</p> <p>別表第三農産物流通課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「知事決裁事項である法第六条第一項の県卸売市場整備計画の策定及び」を削る。</p> <p>別表第三農産園芸課の表六の項部長専決事項の欄第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同表十一の項事務の種類の中「第十六条第一項」を「(以下この項中「法」という。)第十六条第一項」に改める。</p> <p>別表第三農村振興課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「又は同条第五項」を「及び同条第六項」に改め、同表六の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第七条第五項」を「第八条第四項」に改め、同号を同欄第一号とし、同表七の項部長専決</p>		
<p>九 岐阜県漁業調整規則(昭和四十年規則第百十八号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	<p>八 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年規則第七十五号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	<p>1 法及び規則の施行に関する事務</p>

事項の欄に次の二号を加える。

- 1 法第五条の定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画の策定又は同条第十二項の変更
- 2 法第七条第四項の所有権移転等促進計画の承認

別表第三農村振興課の表七の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

- 1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

別表第三畜産課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「第三条の三第四項」を「第三条の三第五項」に改め、同表六の項部長専決事項の欄第二号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同欄第四号中「第十七条」を「第十七条及び第十七条の二第五項」に改め、同表八の項部長専決事項の欄第一号中「第二条の三第三項（同条第四項）」を「第二条の三第四項（同条第五項）」に改め、同欄第二号中「協議」を「報告」に改め、同表十三の項部長専決事項の欄第一号中「第十一条第三項の協議及び同条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同表十四の項部長専決事項の欄第一号中「第八条第三項」を「第八条第四項」に、「協議」を「公表並びにその報告」に改め、同表十六の項事務の種類の欄中「第十六条第一項」を「（以下この項中「法」といふ。）第十六条第一項」に改める。

別表第三水産課の表を削る。

別表第三林政課の表中一の項から三の項までを削り、四の項を一の項とし、五の項を二の項とし、六の項を三の項とする。

別表第三森林整備課の表中六の項を八の項とし、五の項を七の項とし、四の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 林業種苗法
（昭和四十五年
法律第八十九号
以下この項中
「法」といふ。）
林業種苗法施行
令（昭和四十五
年政令第九十
四号。以下この
項中「令」とい
ふ。）及び林業
用種苗配付規則

- 1 法第三条第一項の育種母樹等の指定及び法第五条第一項の指定の公示等
- 2 法第四条第一項の特別母樹等の指定に係る意見の申出
- 3 法第九条の指定採取源の指定の解除等
- 4 法第十条第一項の生産事業者の登録、法第十五条第一項の登録の

- 1 部長専決事項を除く法、令及び規則の施行に関する事務

（昭和二十四年規則第六号。以下この項中「規則」といふ。）の施行事務

- 取消し及び法第十六条第一項の公告
- 5 法第十二条第三項の登録の拒否の通知
- 6 法第二十三条の種穂の採取の禁止等
- 7 法第二十九条第一項の生産事業者等への処置の命令等
- 8 令第三条の講習会の開催の公告

別表第三森林整備課の表中三の項を四の項とし、同表二の項事務の種類の欄中「森林法」の下に「昭和二十六年法律第二百四十九号。」を加え、同項部長専決事項の欄中第一号を第十号とし、同号の前に次の九号を加える。

- 1 法第五条第一項の地域森林計画の樹立及び同条第五項の地域森林計画の変更
 - 2 法第六条第三項の森林審議会等の意見の聴取及び同条第四項の森林審議会への意見の要旨の提出
 - 3 法第十条の五第九項（法第十条の六第四項において準用する場合を含む。）の市町村森林整備計画の樹立に係る協議
 - 4 法第十条の六第一項の市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知
 - 5 法第十条の十一第二項の調停
 - 6 法第十条の十一の三第一項の裁定の申請の公告及び通知
 - 7 法第十条の十一の四第一項の裁定
 - 8 法第十条の十一の五第一項の裁定等の通知及び公告
 - 9 法第十条の十一の八の分収育林契約の解除の承認
- 別表第三森林整備課の表中二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務

- 1 法第三十三条第一項の公共測量作業規程の承認の申請
- 2 法第三十六条の公共測量計画書の提出

- 1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

別表第三道路建設課の表二の項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三砂防課の表四の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

6 法第二十九条の土砂災害緊急情報の通知

別表第三都市政策課の表八の項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第七号中「及び同意」を削り、同号を同欄第六号とし、同欄に次の一号を加える。

7 法第九十八条第二項の景観行政事務を処理しようとする市町村長との協議

別表第三都市政策課の表九の項部長専決事項の欄第一号中「第二十五条第十一項」を「第二十五条第十二項」に改める。

別表第三下水道課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第四条第一項」を「第四条第二項及び第四項」に、「認可の申請及び認可」を「協議、協議の申出及び届出」に改め、同欄第三号中「第二十五条の三第一項及び第二項」を「第二十五条の三第二項、第三項及び第五項」に、「認可の申請及び関係市町村の意見聴取」を「協議、協議の申出、関係市町村の意見聴取及び届出」に改める。

別表第三公共建築住宅課の表三の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

1 法第二十七条の事業計画等の承認

別表第三公共建築住宅課の表三の項部長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表四の項部長専決事項の欄中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

6 条例第三十五条及び第三十六条において準用する条例第二十九条第一項の明渡し

の請求

別表第三公共建築住宅課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「知事決裁事項である条例第三十五条及び条例第三十六条において準用する条例第二十九条第一項の明渡し」の請求並びに「を削る。

別表第四農林事務所の部二の項現地機関の長専決事項の欄中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同欄第五号中「農地等」を「農地又は採草放牧地（以下この項において「農地等」という。）」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄中第六号を第三号とし、同部四の項現地機関の長専決事項の欄第一号中「第四条第六項」を「第四条第八項」に、「同条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「承認又は変更の

を削る。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第百六十六条第一項」を「第百六十四条第一項」に改め、同条第七号中「担当総括」を「係長」に、「担当」に「を」に係に「に」改める。

第五条（見出しを含む。）及び第十条の二中「担当総括」を「係長」に改める。

別表第二の項中、「国際情報科学芸術アカデミー」を削る。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十五の項所長決裁事項の欄第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同表二十五の項所長決裁事項の欄第四号中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同欄第五号中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同表二十六の項所長決裁事項の欄第四号中「の特定施設」を「及び第十三条の三第一項の特定施設等」に改め、同欄第五号中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同欄第六号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改め、同表四十一の項所長決裁事項の欄第五号中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改め、同表四十四の項事務の種類欄中「第二三三号」の下に「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成一八年法律第八三三号）附則第一三〇条の二の規定によりなおその効力を有することとされる旧介護保険法（旧法）」を加え、同項所長決裁事項の欄中第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げ、同欄に次の三号を加える。

- 22 旧法第七十二条の二第一項の指定介護療養型医療施設の指定の更新
- 23 旧法第十三条の二第一項から第三項までの勸告、公表又は命令
- 24 旧法第一百四十一条の指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の効力の停止
 - 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表五十四の項課長専決事項の欄第一号中「の施行に関する事務」を「第七条第二項の納付書の交付」に改め、同欄に次の五号を加える。
 - 2 施行細則第七条の三の督促
 - 3 施行細則第七条の四の規定による納付書の交付及び違約金の徴収
 - 4 施行細則第十八条第一項及び第二項による調査、貸付申請調査書及び意見書の作成並びに申請書の進達
 - 5 施行細則第十九条の規定による申請書その他の書類の経由
 - 6 施行細則第二十条の規定による貸付台帳の整備
 - 別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第十八号中「第四十項及び第四十一項」を「第三十九項及び第四十項」に改め、同欄第二十一号及び同項課長専決事項の欄第八号中「第五十八条の七の三」を「第五十八条の六」に改める。
 - 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表四十一の項所長決裁事項の欄第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。
 - 別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第四号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同欄第五号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同欄第六号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同欄第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とする。
 - 別表第二農林事務所の表十三の項所長決裁事項の欄第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同表十五の項所長決裁事項の欄第一号(五)中「(課長専決事項を除く。)」を削り、同表十七の項所長決裁事項の欄第一号中「第九十六条の二第五項」を「第九十六条の二第七項」に改め、同欄第三号及び第四号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同項課長専決事項の欄第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表二十二の項所長決裁事項の欄第七号を削り、同表二十四の項所長決裁事項の欄第一号中「市町村」を「市町村等」に改める。
 - 別表第二家畜保健衛生所の表一の項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

<p>3 法第十二条の四第一項の家畜の飼養頭羽数及び飼養衛生管理状況の定期報告の受理</p> <p>4 法第十三条の二第一項及び第二項の規定により指定する症状の届出の受理</p> <p>別表第二土木事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号(五)中「(課長専決事項を除く。)」を削り、同表二十二の項所長決裁事項の欄第二号中「第五項」の下に「(法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第三号中「第十項まで」の下に「(法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄に次の一号を加える。</p> <p>4 法第二十六条第一項の緊急調査の実施及び同条第二項の緊急調査の終了</p> <p>別表第二土木事務所の表二十二の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。</p> <p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p> <p>別表第二土木事務所の表二十五の項所長決裁事項の欄第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。</p> <p>別表第二建築事務所の表十の項所長決裁事項の欄第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。</p> <p>別表第二長良川上流河川開発工事事務所及び宮川上流河川開発工事事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号(四)中「(課長専決事項を除く。)」を削る。</p> <p>別表第二流域浄水事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号(四)中「(課長専決事項を除く。)」を削り、同表十五の項所長決裁事項の欄第一号及び第三号中「解放区域」を「開放区域」に改め、同表の次に次の一表を加える。</p> <p>東部広域水道事務所</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>所長決裁事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 水道用水の供給等に関する事務</td> <td></td> <td>1 毒物、劇物の流入及び大規模地震等の緊急時における給水の制限若しくは停止又はこれらについての通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 天災その他の事故により、水道施設及び工業用水道施設に損害を受けた場合の当該施設の応急復旧に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項	一 水道用水の供給等に関する事務		1 毒物、劇物の流入及び大規模地震等の緊急時における給水の制限若しくは停止又はこれらについての通知			2 天災その他の事故により、水道施設及び工業用水道施設に損害を受けた場合の当該施設の応急復旧に関する事務
事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項								
一 水道用水の供給等に関する事務		1 毒物、劇物の流入及び大規模地震等の緊急時における給水の制限若しくは停止又はこれらについての通知								
		2 天災その他の事故により、水道施設及び工業用水道施設に損害を受けた場合の当該施設の応急復旧に関する事務								

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十六の項所長決裁事項の欄第四号及び第五号の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

令
附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県防災会議の部幹事の項中「防災課長」の下に、「原子力防災室長」を加える。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。別表本庁の部知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）の項中「及び広報課」を「広報課及び行政管理課」に改め、「秘書広報統括監」の下に「秘書広報統括監が置かない場合にあつては秘書広報統括監」を加え、同部知事直轄組織（危機管理課、防災課及び消防課に限る。）の項中「防災課」の下に、「原子力防災室」を加える。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社